

はじめに

人口減少と少子高齢化の進展、それに伴う生産年齢人口の減少、そして共働き世帯の増加など、社会経済情勢は大きく変化しています。

このような変化に対応し、持続可能な豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が、共にあらゆる分野で持てる個性と能力を十分に発揮して、活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本市では、2003年（平成15年）に「あき男女共同参画プラン」を策定し、女性も男性も自立した一人の人間として、お互いに人権を尊重しつつ、自分らしく生きることのできる社会を目指してきました。

こうした中、プラン策定から約10年が経過したことから、これまでの取り組みの成果と課題や、社会情勢の変化などを踏まえたうえで、安芸市男女共同参画社会推進協議会の委員の皆様をはじめ、広く市民の皆様からご意見をいただきながら、プランを改定しました。

今回のプラン改定では、人口減少社会、少子高齢社会の進展や南海トラフ巨大地震への対策が急がれる背景を受け、とりわけ女性がいきいきと活躍できることや女性の視点を取り入れた防災への取り組み、企業・事業所等への啓発などに重点的に取り組むことを意識した「第2次あき男女共同参画プラン」としています。

我が国の成長のためには、女性の活躍が鍵であることは、今や共通の認識となりつつあります。本市が持続的に発展・成長していくためには、この認識を揺るぎないものとしなければなりません。

男女共同参画が日々の暮らしの中で実感でき、本市で暮らすうえでの大きな魅力となるよう、今後とも取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、プランの改定にあたりご協力いただきました安芸市男女共同参画社会推進協議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

安芸市長 横山 歳夫



目次

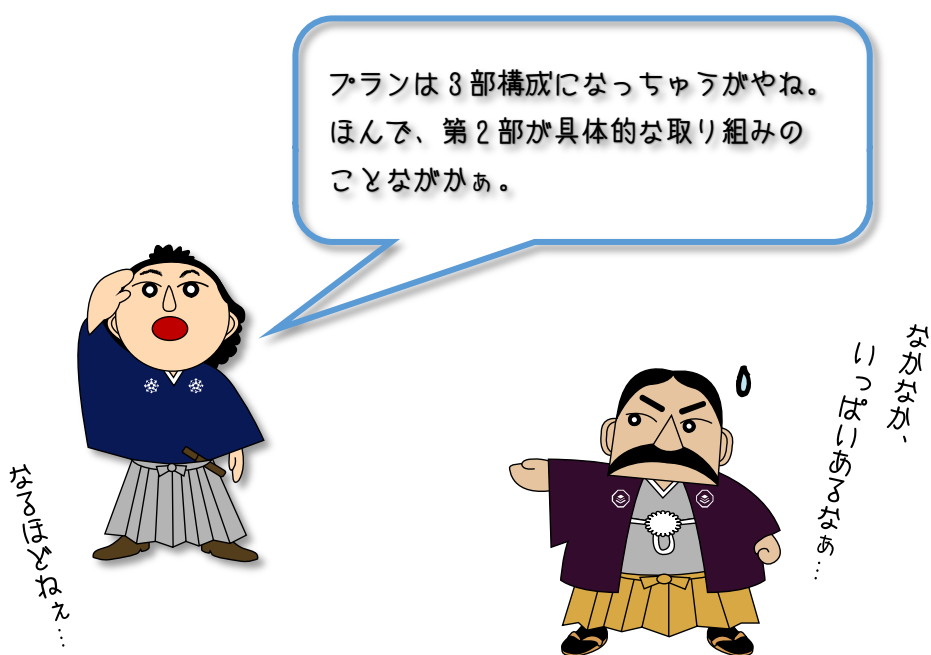
第1部 プランの基本的な考え方

第1章 プランの性格	4
1 プラン策定の趣旨	4
2 プランの位置付け	5
3 プランの構成	6
4 プランの期間	6
5 策定の方法	6
第2章 プランの基本理念と基本目標	8
1 プランの基本理念	8
2 プランの基本目標	9
第3章 プラン策定の背景	10
1 国の動き	10
2 県の動き	11
3 安芸市の取り組み	11

第2部 プランの基本的視点

第1章 基本目標の方向性	13
1 プランの体系	13
2 基本的視点と取り組み方針	14
●基本的視点Ⅰ 『意識を変える』	14
取り組み方針① 男女共同参画に向けての意識形成	16
取り組み方針② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	20
●基本的視点Ⅱ 『場を広げる』	23
取り組み方針③ 働く場での男女平等の推進	25
取り組み方針④ 社会的な意思決定への女性の参画拡大	29
取り組み方針⑤ 地域・防災分野における男女共同参画の推進	32
●基本的視点Ⅲ 『環境を整える』	37

取り組み方針⑥ 働き続けやすい職場づくり、 ワーク・ライフ・バランスの推進 -----	39
取り組み方針⑦ 男女の性と人権尊重の理解と促進 -----	45
取り組み方針⑧ あらゆる暴力の根絶 -----	48
第2章 目標値指標一覧 -----	52
1 目標値及びモニタリングの指標一覧 -----	52
第3部 プランの推進 -----	
第1章 プランの推進 -----	54
1 庁内の推進体制 -----	54
2 市民・事業者等との協働による連携 -----	54
3 国・県等との連携推進 -----	54
4 プランの進行管理 -----	54
5 実施にあたっての指標の設定 -----	54
資料編 -----	55
【1】男女共同参画関連の年表 -----	55
【2】男女共同参画社会基本法 -----	58
【3】高知県男女共同参画社会づくり条例 -----	63



第1部

プランの基本的な考え方

ここも読んでたら
プランのことが
何となくわかるぜよ



ここからは、プラン全体の構成の
説明や趣旨、理念、目標なんか
書かれちゃうがよ

第1章

プランの性格

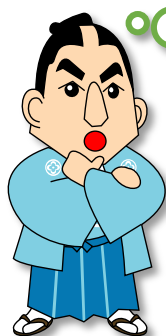
1 プラン策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題(男女共同参画社会基本法前文)と位置付けられています。

安芸市では、平成12(2000)年4月に、安芸市に暮らすすべての人々の人権が尊重されることを目的とした『安芸市人権尊重の社会づくり条例』を施行。この条例を基本に、平成15(2013)年3月に、『あき男女共同参画プラン』を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

このプラン策定から約10年が経過し、市民の意識にも変化がみられてきましたが、職場や家庭、地域社会等の様々な場面において、男女の地位の不平等感や固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、男女共同参画社会の実現には未だ課題があります。

このため、近年の社会動向の変化や国の法制度の改正及び平成26(2014)年度に実施した「安芸市男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「市民意識調査」という。)の結果等に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをさらに推進するため「第2次あき男女共同参画プラン」(以下、「本プラン」という。)を策定するものです。



プランは「人権の尊重」を
ベースにつくられ、前回プラン策定
から10年が経ったき、今回見直し
をするということながかあ。

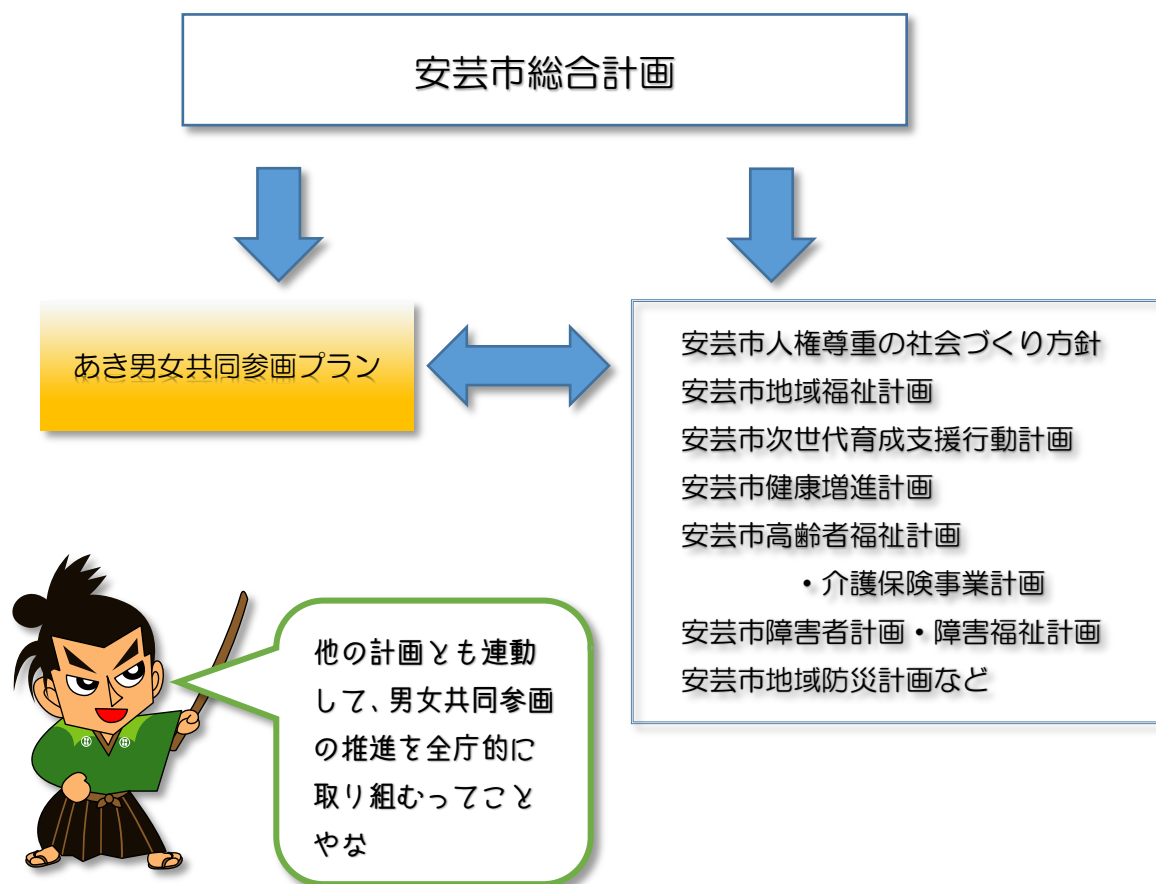
2 フランの位置付け

本プランは、本市における男女共同参画社会の形成に向けて、施策の基本的方向とその推進方策を総合的に定めています。

策定にあたっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び高知県の「こうち男女共同参画プラン」を勘案しつつ、「あき男女共同参画プラン」の達成状況・進捗状況を参考にしています。

なお、本プランは次に掲げる性格を併せ持つものです。

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項と「安芸市人権尊重の社会づくり条例」第2条に基づく、本市における人権施策についての基本的な計画であり、「あき男女共同参画プラン」の成果を引き継ぐものです。
- (2) 本プランは、「安芸市総合計画」の分野別計画であり、他の計画とも密接に関連していることから、実施にあたっては、それらの計画と連携を図りながら、男女共同参画の視点を持って全庁的に取り組んでいきます。



3 プランの構成

本プランは 3 部で構成し、第 1 部「プランの基本的な考え方」で策定の趣旨などを表し、プランの基本理念及び 3 つの基本目標を示すとともに、プラン策定の背景について記述しています。

第 2 部「プランの基本的視点」では、3 つの基本的視点と 8 つの取り組み方針を掲げています。また、これらの取り組み方針に対する具体的施策を記述しています。

第 3 部「プランの推進」では、本プランを総合的、長期的かつ計画的に推進するための体制と進行管理について記述しています。

4 プランの期間

本プランの期間は、平成 27（2015）年度を初年度とし、平成 36（2024）年度までの 10 年間とし、長期的な視点に立ち、継続的に取り組みます。

なお、社会経済情勢の変化に対応するため、平成 31（2019）年度に中間見直しを行うこととします。

5 策定の方法

①. アンケート調査等の実施

計画の策定にあたり、本市在住の 20 歳以上の市民の方を対象に、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査名称	安芸市男女共同参画に関する市民意識調査
調査対象	20 歳以上の市民
調査方法	郵送による調査票の配布・回収郵送による調査票の配布・回収
調査期間	平成 26 年（2014 年）12 月
配布数	1,000 人
有効回収数	327 人
有効回収率	32.7%

②. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、庁内検討部会を中心に取り組み、アンケート調査を通して実態や意見等を把握するとともに、様々な見地から意見をいただくために、安芸市男女共同参画社会推進協議会の開催や、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。



第2章

プランの基本理念と基本目標

1 プランの基本理念

日本国憲法は、個人の尊重（第13条）及び法の下での平等（第14条）をうたうとともに、家族に関する事項については、法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して」制定されなければならない（第24条第2項）としています。

また、「男女共同参画社会基本法」は男女の人権の尊重（第3条）、社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）、政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）、家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）を基本理念として掲げています。

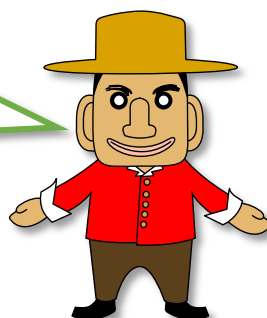
本プランは、これらの理念と「安芸市人権尊重の社会づくり条例」及び「あき男女共同参画プラン」からの継続性に基づき、男女の実質的平等を目指して、前プランで掲げた基本理念を継承します。

■ 基本理念 ■

『誰もが、いきいきと自分らしく輝けるまちを目指して』

男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域・学校等のあらゆる分野において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

このプランの理念は、『基本的人権の尊重』に基づいているということやね。



うん
普遍的な
スローガンやねえ

2 フランの基本目標

「あき男女共同参画プラン」策定から約10年が経過しますが、まだまだ当初の目標達成には至っていません。男女共同参画社会を実現するため、引き続き左記の基本理念を柱に、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進します。



① 個人の人権が尊重され、男女が平等な社会の実現

「男だからこうあるべき、女だからこうすべき」と今まで知らず知らずに刷り込まれてきた性別による固定的な役割分担があることで、様々な分野で性による差別が残っており、真の平等には至っていません。

このプランでは、性別に関わらず一人の人間として尊重され、能力が十分に発揮されるよう実質的な男女平等が確立される社会の構築を目指します。

② あらゆる場に男女が対等に参画し、共に喜び、共に責任も担う社会の実現

安芸市民にとって心身ともに豊かな社会とは、男女が政治的、経済的、社会的、文化的に利益と責任を分かち合い、ともに助け合い励まし合いながら生き生きと楽しく過ごせる社会です。

今まで行われてきた社会制度や、家庭や地域における慣行などにおいて、性別によって主な活動分野が分けられ、それぞれの参画に偏りがある場合があります。

一方の性だけに負担がかからないように、男女とも家庭、職場、学校、地域活動などのあらゆる場に参画でき、ともに喜びも責任も分かち合う社会づくりを目指します。

③ 自分らしい生き方が選択でき、自己決定できる社会の実現

少子化が進む中、結婚観・家族観（結婚しない選択や同性婚など）においても価値観の多様化が進んでいます。妊娠や出産を選択できる性である女性の生涯を通じた健康を確立するために、人権を侵害するセクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどを防止するための環境づくりが大切です。

また、あらゆる場に男女が共同して参画できるための条件や環境を整えることで、男女共に一人ひとりの自立を促しながら、自らの意思で生き方を選択し、自分らしく納得のいく人生がおくれる社会を目指します。

第3章

プラン策定の背景

1 国の動き

昭和60（1985）年の女子差別撤廃条約の批准にあたっては、男女雇用機会均等法や国籍法の改正等、法制度の整備が大きく進展しました。

平成8（1996）年には、「第4回世界女性会議」の成果を国内的に実現するため、新たな国内行動計画として「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11（1999）年には、男女共同参画社会の形成に向けての取り組みの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。

平成12（2000）年には、同基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17（2005）年には、第1次計画期間中の取り組みを評価・総括して「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成16（2004）年及び平成20（2008）年に「改正DV防止法」が施行）」が成立し、女性に対する暴力の防止に向けて法整備が行われました。

平成15（2003）年には、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、仕事と家庭の両立支援に取り組んでいます。

平成19（2007）年4月には「改正男女雇用機会均等法」が施行され、間接差別（※）の禁止や、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性への差別の禁止等に関する規定等が盛り込まれました。

平成21（2009）年の国連の女子差別撤廃委員会からの最終見解を受け、平成22（2010）年12月には、男女共同参画社会の形成を一層加速させるための実効性のあるアクションプランとして、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

（※）間接差別

合理的な理由がないにもかかわらず雇用の現場において、①身長・体重・体力を募集・採用の要件にする、②総合職の募集・採用で全国転勤を要件にする、③昇進の際に転勤経験を要件にするなど、実質的・結果的に女性を排除することになるようなものを「間接差別」という。

2 県の動き

高知県においては、平成2（1990）年に「こうち女性プラン」を、平成13（2001）年度には、「こうち男女共同参画プラン」が策定されました。

さらに、平成15（2003）年の「高知県男女共同参画社会づくり条例」の制定を契機に、平成17（2005）年3月に「こうち男女共同参画プラン」を改訂。

平成23（2011）年には、「こうち男女共同参画プラン」を見直し、男女共同参画を進めるうえで基本となる意識改革と社会制度・慣行の見直しなどに、より一層積極的に取り組むとともに、地域の高齢化や様々な福祉面での問題点、南海地震への対応といった防災面の課題に対しても、男女共同参画の視点から取り組んでいくこととしています。

3 安芸市の取り組み

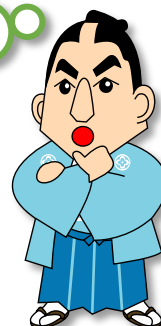
本市においても、国や県の動きに対応して取り組みを進めてきました。

安芸市に暮らすすべての人々の人権が尊重され、平和で明るい生きがいのもてる社会を築いていくことを目的に安芸市人権尊重の社会づくり条例が平成12（2000）年4月に施行されました。

この条例を基本に、男性と女性が自立した一人の人間として、お互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生き生きと豊かに暮らせる社会の実現をめざして、「あき男女共同参画プラン」を策定しました。

プランの推進は、行政ばかりではなく、安芸市男女共同参画社会推進協議会が主体的に、研修やイベント、講演などあらゆる場面において、「意識を変える」「場を広げる」「環境を整える」を基本に取り組みを進めてきました。

国も県も、男女共同参画プランの見直しを2回やっちゃうがやねえ。
なるほど、社会経済情勢も変わってきやうき、その時代に合うたプランにしやうががぁ。
安芸市も協議会のメンバーを中心に進めてきたがやね。

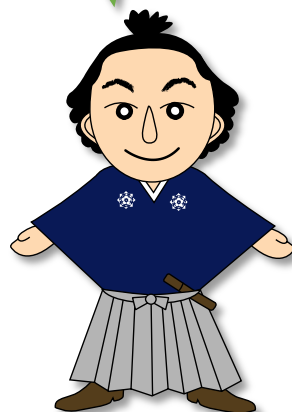


第2部

プランの基本的視点

1つの大きな理念、
3つの目標に向け、
3つの基本的視点のもと、
8つの取組方針で、
安芸市の男女共同参画社会
を実現するがよ。

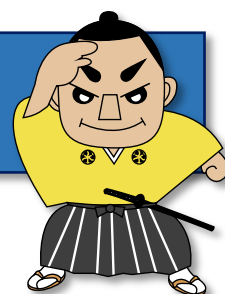
ここからは、安芸市が目指す男
女共同参画社会の実現に向け
た戦略が書かれちゃうがぜよ。



次のページに
プランの体系があるぞ、
みんぱんや。

第1章

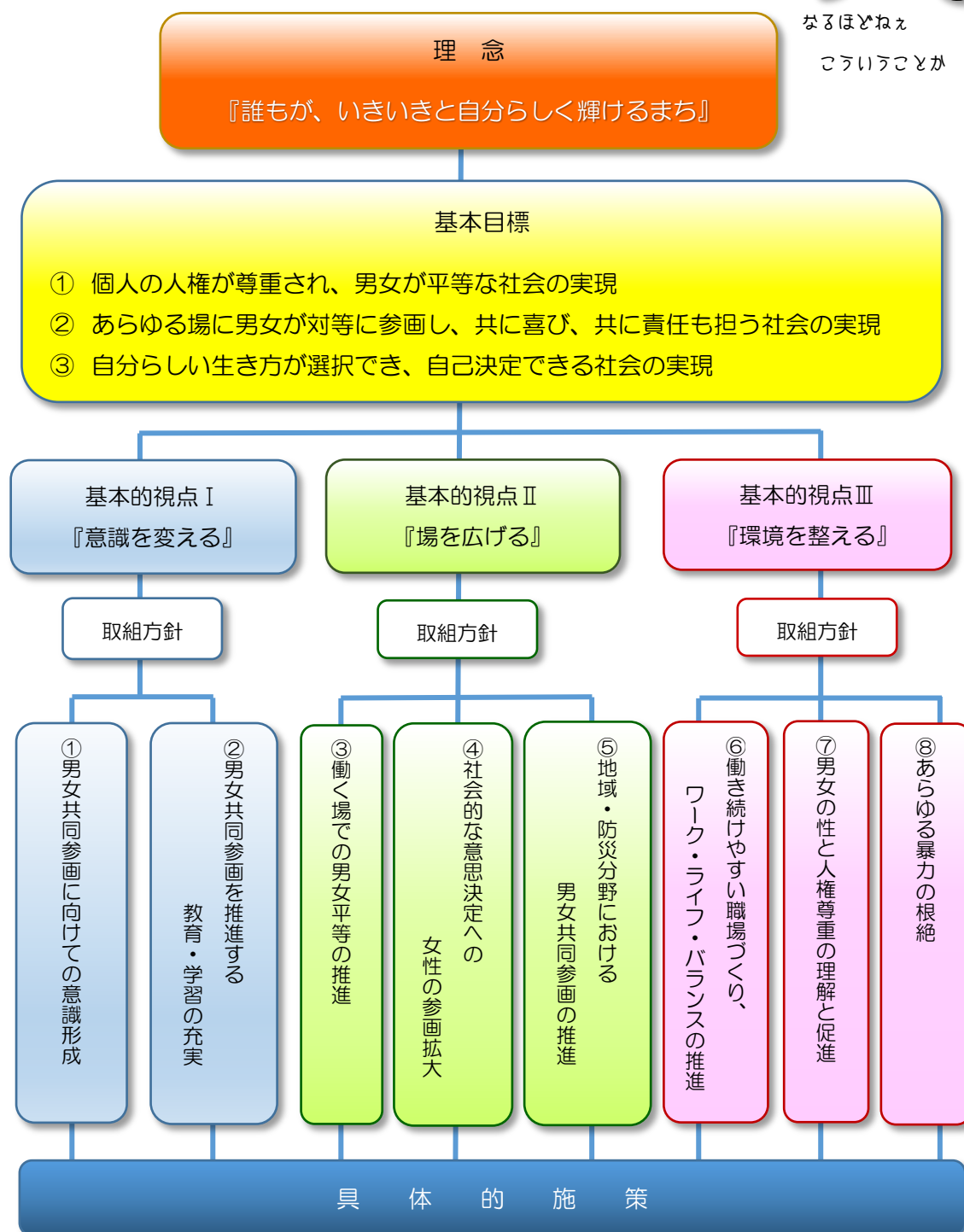
基本目標の方向性



なるほどねえ

こういうことが

1 プランの体系



2 基本的視点と取り組み方針

●基本的視点Ⅰ 「意識を変える」

人はそれぞれに思っていることや考え方は違います。女性も男性も、その平等感や役割、能力などについても、育ってきた環境やその人が受けてきた教育などによって、考え方や受け止め方がそれぞれに異なります。

このプランでは、一人ひとりの考え方に画一的に『こうでなければいけない』とあてはめるものではなく、固定的な観念や意識が他人の生き方を制限したり、差別に結びついたりすることのないように、それぞれに独立した人として尊重され、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる、そうした多様な価値観を認め合える社会を目指しています。

男女共同参画を推進する社会システムを構築するには、社会的性別（ジェンダー）（※）の視点に立った、一人ひとりが基本的人権に基づいた男女共同参画の意識を持つ必要があります。

男女共同参画社会の形成を阻害する要因に、社会の仕組みや慣習の中に固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。固定的な性別役割分担意識の是正に向けて、家庭や職場、地域等あらゆる分野において男女が個性や能力を発揮できるよう、社会における制度や慣習の見直しに向けた市民意識の醸成に努めます。

また、人間形成に影響を与える教育の役割は大きく、学校等における教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育が必要です。女性も男性も個性と能力を活かし、社会のあらゆる分野に参画し、生涯にわたって生きがいのある人生をおくることができるよう、男女共同参画を推進する教育・学習の充実に努めます。

（※）社会的性別（ジェンダー）

「男らしさ」「女らしさ」とか「男は仕事、女は家庭」などといった社会的、文化的に形成された性別」のこと。生物学的な性別である（セックス／sex）とは区別して使われます。

まずは、「意識を変える」
取り組みからせよ



このプランでは、男女が互いに尊重し、認め合う、
そうした社会を目指しやうがよ。

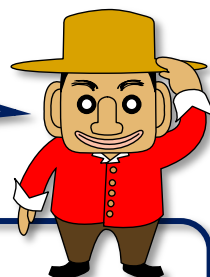
そのためには、ジェンダーにとらわれない視点が大切。
固定的な性別役割分担意識は、慣習、教育活動を通じて、
意識を変えていく必要があるがよ。



そうか、ジェンダーに
とらわれない視点があ



「意識を変える」取り組み
は、この2つが柱やき！



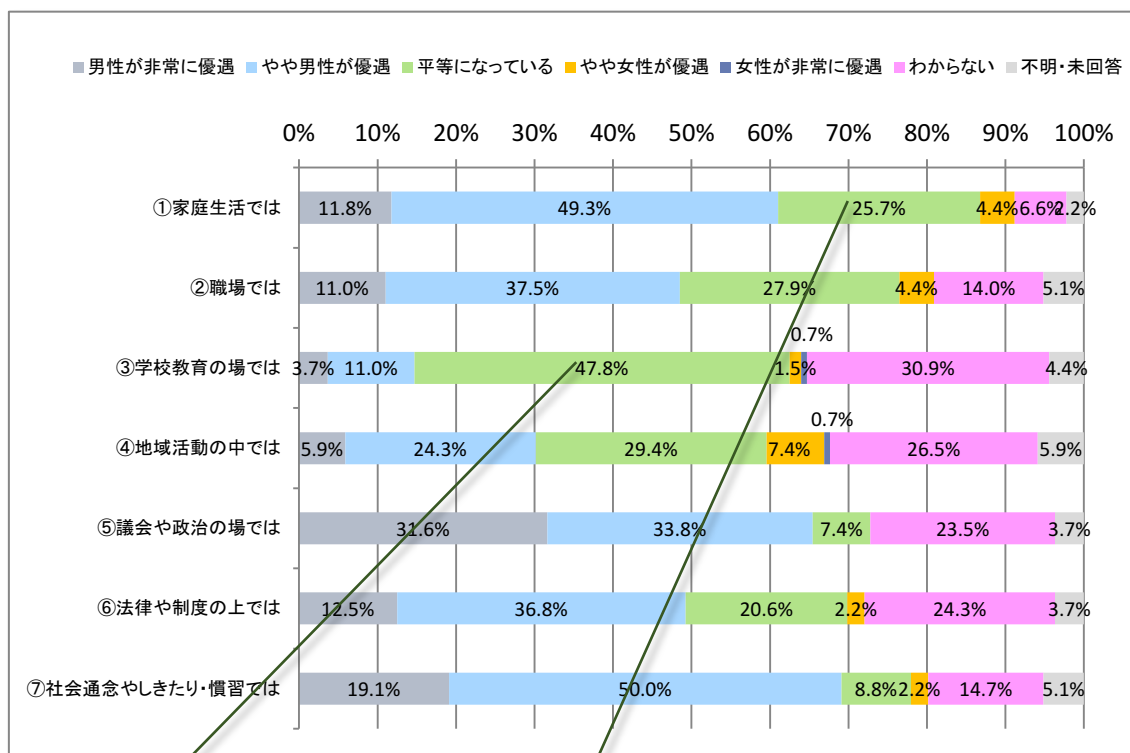
【取り組み方針】

取り組み方針① 男女共同参画に向けての意識形成

取り組み方針② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

取り組み方針① 男女共同参画に向けての意識形成

【市民意識調査 問6 あなたは、今の社会において、次にあげる各分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(〇印一つずつ)】

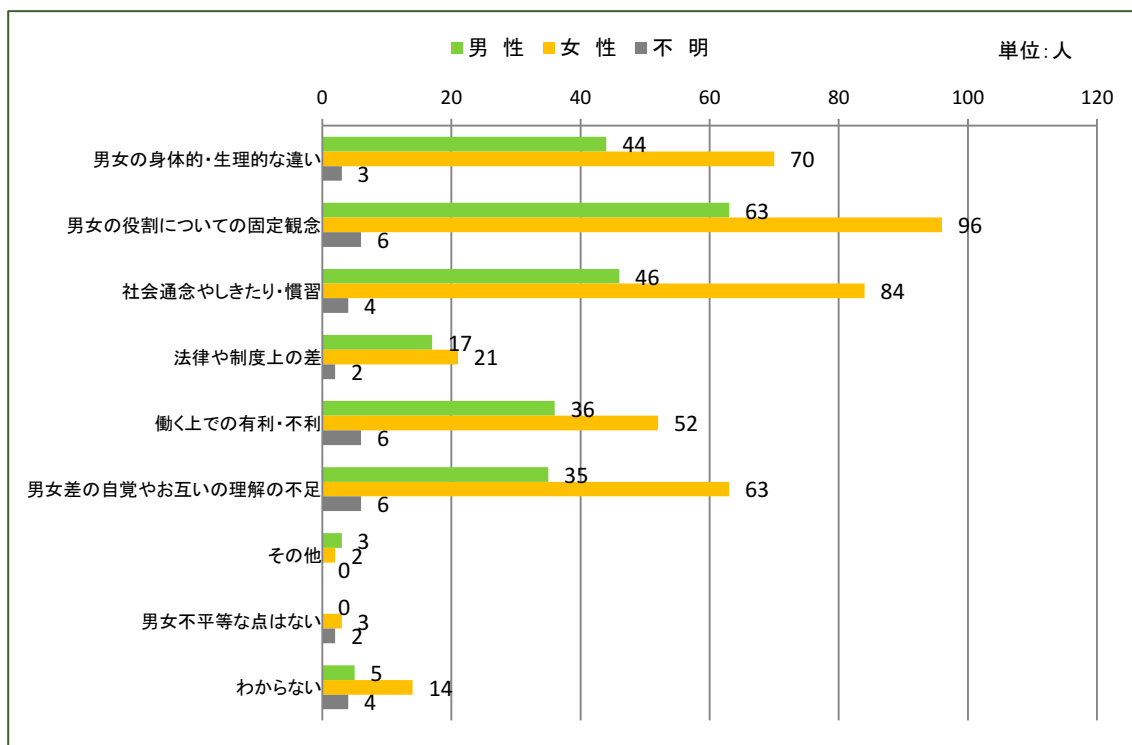


学校では約16ポイント、
前回調査より平等になっ
ているが減っている。

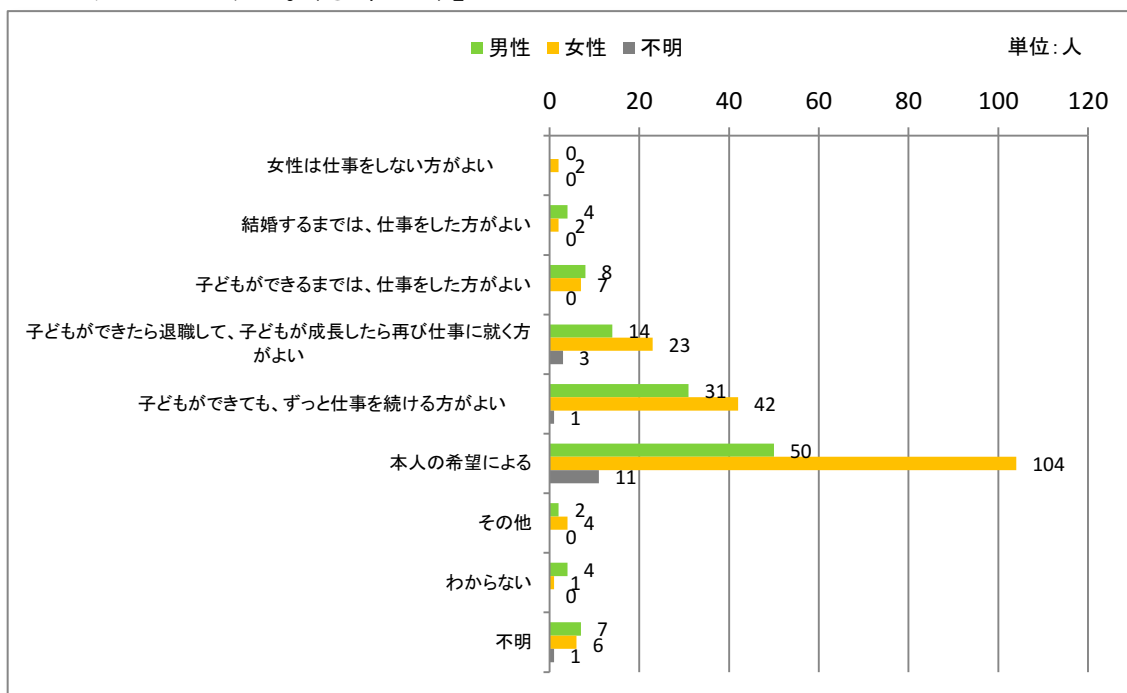
家庭では約5ポイント、職場では
約3ポイント、前回調査より平等
になっているが増えている。

第2次あき男女共同参画プラン

【市民意識調査 問 7 社会にはいろいろな面で男女不平等があるといわれていますが、不平等が生じる原因はどこにあると思いますか。(〇印いくつでも)】



【市民意識調査 問 8 女性が仕事をする事(会社などで働くこと)について、あなたはどのように思いますか。(〇印1つ)】



市民意識調査では、家庭、職場等では、前回調査(平成14(2002)年に実施)と比べ、男女の平等が進んでいると感じている人が増えていますが、学校教育、地域活動以外のすべてにおいて、男性の方が優遇されていると答えた方が多くなっています。

一方、職業生活においては、女性が仕事をするについて、『本人の希望』を尊重する回答が多くを占めており、男女の固定的な役割分担意識や、それに基づく制度や慣習などに対し大きな意識変化が見られます。

本市では、関係各課において、また安芸市男女共同参画社会推進協議会や人権擁護委員の皆さんが様々な機会を通じて広報・啓発活動に取り組んでいます。今後とも、男女共同参画に係る実態の把握に努めるとともに、意識啓発や制度・慣行の見直しを進めるための効果的な広報・啓発などをさらに進める必要があります。

少しずつだけど、男女の平等感における意識の変化はみられるわね。
で、さらに進めるための具体的な施策が次の取り組みということね。



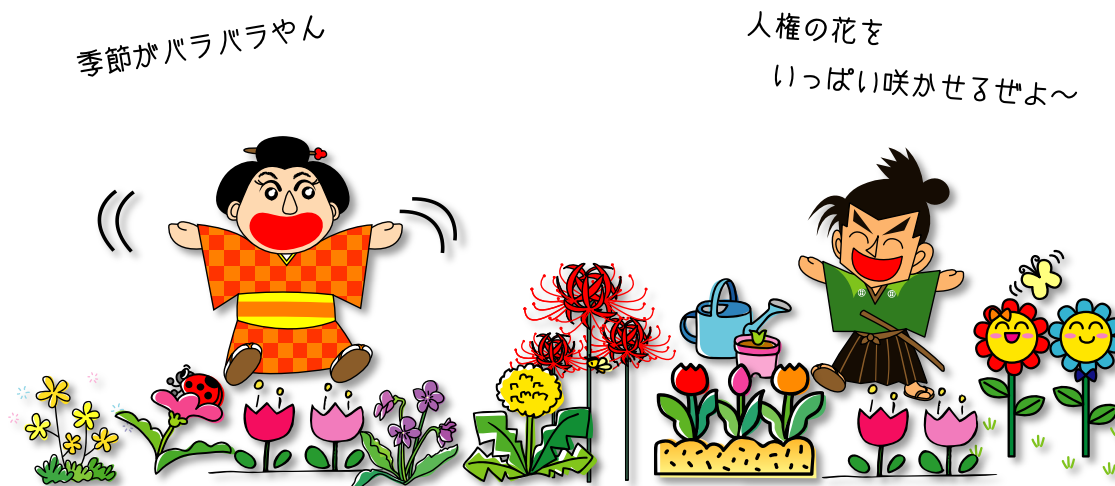
具体的施策 1 社会制度、慣習等の見直しに向けた多様な学習・啓発活動

No.	取り組みの方向	担当部署
1	現行の社会制度や慣習などについて、男女共同参画の視点から読み解くための情報提供等に努めます。	企画調整課 生涯学習課
2	固定的な性別役割分担意識の実態把握に向けた調査を行い、古い意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージの浸透を図ります。	企画調整課
3	男女共同参画を推進するための学習活動が、男女が共に学べるプログラムで実施されるよう工夫します。 また、男性の生活自立に向けた講座や介護力を高める学習機会を増やすなど、講座や学習機会の充実に努めます。	学校教育課 生涯学習課 市民課

4	男女共同参画に関する理解を深めるため、企業等での取り組みを働きかけるとともに、研修に関する情報提供や出前講座などの支援を行います。	企画調整課 商工観光水産課
5	男女雇用機会均等法、DV防止法など、男女共同参画に関する法律や救済制度を、誰にでも理解し活用できるよう、わかりやすい広報や情報の提供に努めるとともに、学習の機会を拡充します。	企画調整課 総務課 福祉事務所

具体的施策2 人権尊重の意識づくり

No.	取り組みの方向	担当部署
6	市民や企業、各種団体等を対象に、人権に関する基本的な知識や考え方の習得など、人権を感覚として身につけるための講座や学習会を実施します。	企画調整課 生涯学習課
7	人権教育関係団体等との連携により、「安芸市人権教育研究大会」を開催し、研修会や講演会及び分科会での取り組みの発表・討議などを通じて人権教育・啓発を図ります。	生涯学習課
8	児童、生徒、教職員が、花を大切に育て、また、環境美化に努めることを通して、心を和ませるとともに自分自身を大切にする心と、他人も優しく大切にする心を育むことを目的とした「人権の花運動」を実施します。	企画調整課



取り組み方針② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

保育所・幼稚園から小・中学校の全ての教育課程において、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重し、男女共同参画を推進する教育を体系的、継続的に実施することが重要です。

現状では、男女別の出席簿や卒業式の呼び名の順、男女の色分けなど、女性と男性を区別する必要がない場面においても、区別している事例なども見受けられることから、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の人権を尊重する教育を考えていかなければなりません。

市民意識調査では、学校教育の中での男女の平等観について、「平等になっている」と回答した人の割合は約 48 パーセントとなっており、前回調査より約 17 ポイント下回りました。また、「わからない」と回答した人が約 16 ポイント増加しています。

女性も男性もそれぞれの個性と能力を活かして、社会のあらゆる分野に参画できるよう、学習の機会が生涯にわたって確保されていることが重要であり、男女の自己実現を可能とする生涯学習の充実と取り組みの周知を図ります。

具体的施策 3 学校・保育所・幼稚園における男女平等教育

No.	取り組みの方向	担当部署
9	男女共同参画の視点に立った教育のための教職員研修を実施します。	学校教育課
10	幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育の重要性を認識し、保育士・幼稚園教諭の研修実施を働きかけます。	福祉事務所
11	教育活動における隠れたカリキュラム（※）の解消に努めます。	学校教育課
12	学校・幼稚園・保育所で行われている男女共同参画の視点に立った教育と家庭教育の連携を図るため、積極的に情報を提供するとともに、教職員・保育士と保護者が共に学習する機会を持つよう努めます。	福祉事務所 学校教育課

(※)隠れたカリキュラム

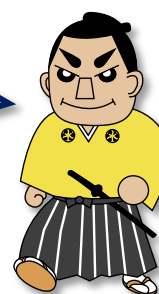
学校教育の中で、固定的な男女の役割分担意識を無意識に子どもたちに伝達していることをいう。具体的には、教科書などの教材選択、記述・イラスト等を通して描かれる女性(男性)像、学習場面での教師の教え方や何気ない言動、学校行事における男女の役割分担などがある。



具体的施策 4 男女共同参画に向けた生涯学習

No.	取り組みの方向	担当部署
13	男女共同参画社会の実現に向けた多様なテーマを掲げ、働く人が参加しやすい曜日・時間に配慮して講座等を開催します。	企画調整課 生涯学習課
14	子どもが性別にとらわれず、その個性と能力を伸ばすことができるよう、PTAとの連携事業などを通じて、家庭における学習の機会や情報提供を拡充します。	福祉事務所 学校教育課
15	人権擁護委員がおこなう企業・団体・学校等への男女共同参画推進講座等の取り組みを支援します。	企画調整課

「意識を変える」取り組みとしては、学習・啓発活動、人権擁護委員さんとの連携を充実。それと、教育や生涯学習の場で、男女共同参画を意識した取り組みを展開していくわけだね。



意識を変える取り組みは、最も重要な取り組みの一つやきんねえ。

基本的視点Ⅱ 「場を広げる」

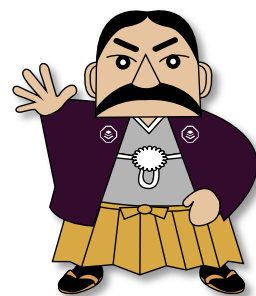
少子高齢化が進行し、労働力不足が懸念されるなか、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できることは、経済社会の活力の源となるものです。

男女が共同して社会に参画していくことは、新しい価値が創造され、行き詰まっていた様々な問題に新たな解決の道を開くことが期待されます。そうした社会では、男女がともに自分らしさを大切にしたい質の高い生き方や生活を実現することもできます。

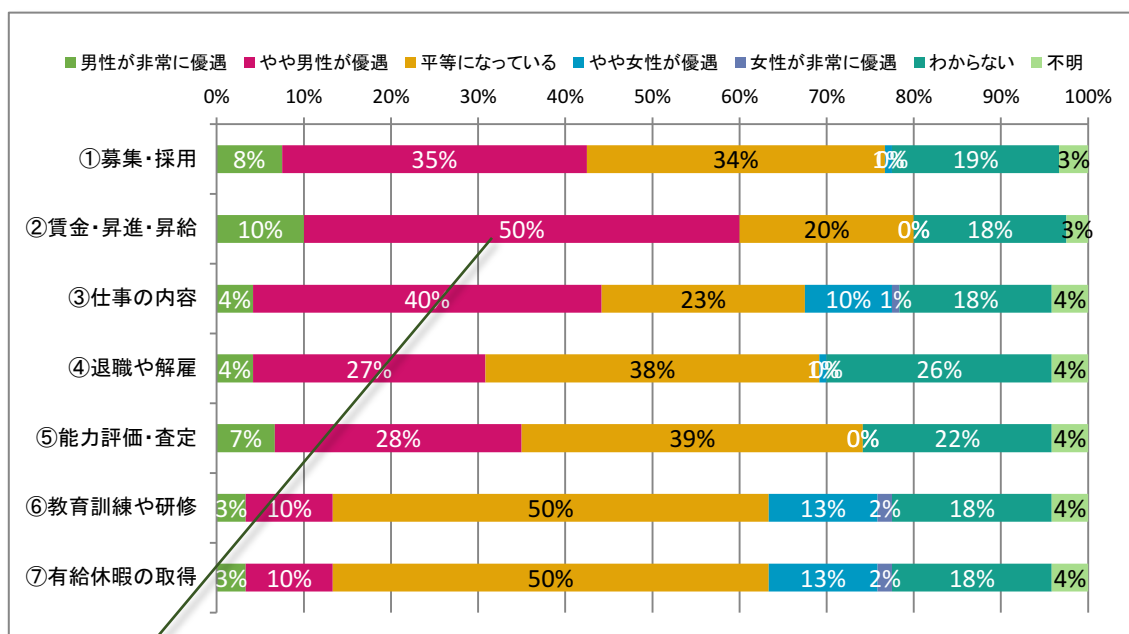
平成9（1997）年の男女雇用機会均等法の大幅な改正により、募集や採用、配置や昇進など雇用のあらゆる場面で女性に対する差別が禁止されましたが、実際には、職場での配置や昇進・昇格、賃金などでまだまだ男女間の不平等な取扱いが残っています。

すべての労働者が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮し、多様でかつ柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を進めていく必要があります。

次は、
「場を広げる」
取り組みせよ



【市民意識調査 問 10 職場での男女の扱いについては、平等になっていると思いますか。①～⑦のそれぞれについてお答えください。（○印1つずつ）】



賃金・昇進・昇給や仕事の内容などでは、男性が優遇されていると回答した人が多くなっている。

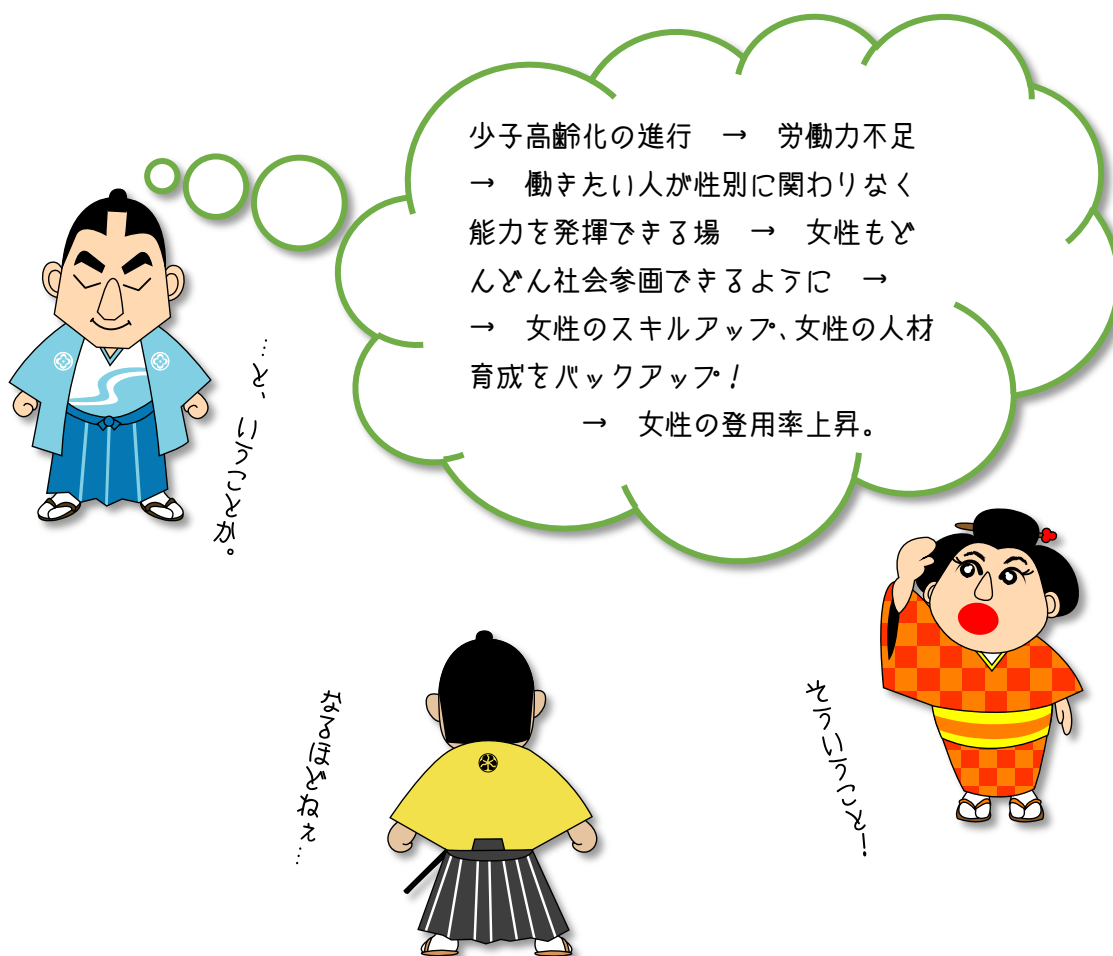
また、市民意識調査によると、地域においては、様々な地域活動の分野で男性よりも女性の参加率が高くなっています。

こうした働く場や地域などにおいて、重要な事項を決定する場面に女性の意見や参画は欠かせないものになっています。

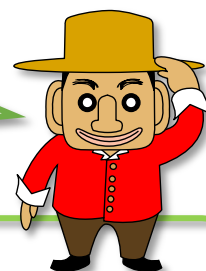
ところが、市の審議会等に占める女性委員の割合を見てみますと、一定目標数値を達成できたものの、国や県平均値には、まだ開きがあります。その背景には、審議会等の設置目的や役割を踏まえた委員の人選を進めるうえで、関係団体等の代表が男性であることが多いことや、弁護士、医師、大学教員をはじめ、専門的知識を必要とする分野への女性の進出がまだ少ないことなどがあります。

こうしたことから、女性人材の育成や掘り起こしを一層進めるとともに、委員を選出する関係団体や企業等に対し、男女共同参画の重要性への理解の促進と女性の積極的登用へのさらなる協力を求めていく必要があります。

このため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、家庭、職場、地域活動など社会のすべての場に男女が共同して参画できるよう積極的な取り組みを進めていきます。



「場を広げる」取り組み
は、この3つが柱やき！



【取り組み方針】

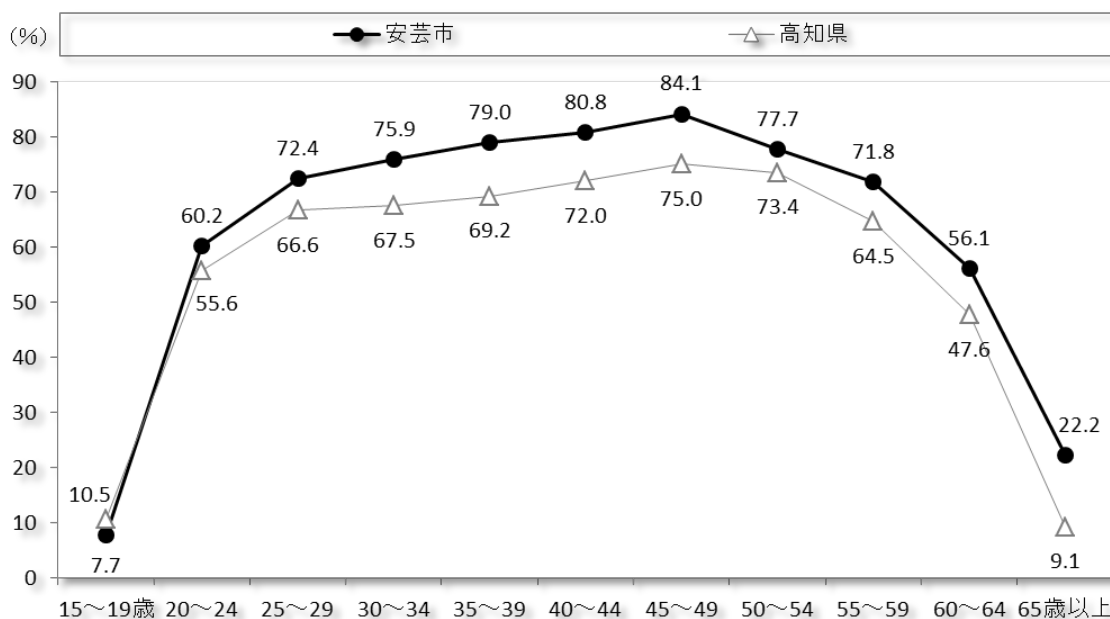
取り組み方針③ 働く場での男女平等の推進

取り組み方針④ 社会的な意思決定への女性の参画拡大

取り組み方針⑤ 地域・防災分野における男女共同参画の推進

取り組み方針③ 働く場での男女平等の推進

【年齢別女性就業率（平成22年）】



女性の就業率というのは、15～19歳を除く全ての年齢区分において高知県を上回っているものの、市民意識調査を見てみますと、「家事の不安が大きいこと」、次いで「夫・子どもの世話の負担が大きいこと」や「保育所など子育て支援体制が十分でないこと」が女性の就労継続を困難にしています。

また、職場での男女の平等感について、「平等になっている」と回答した人の割合は、前回調査に比べて増加していますが、「男性の方が非常に優遇されてい

る」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人は約 49 パーセントとなっており、「平等になっている」よりも 20 ポイント上回っています。

これらの背景には、女性が出産、育児、介護のために仕事を離れざるをえない状況や、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が根深くあることがうかがえます。

女性が働き続けるうえで、出産や育児が障害とならないよう、保育の充実をはじめとする社会的支援を充実させるとともに、職場において、出産、育児を理由とした差別的な処遇が行われることがないようにすることが重要です。

また、そうした働く場において、セクシュアル・ハラスメント（※）は、女性を働く対等なパートナーとして見ない男性の価値観や職場環境のもとで起こるものであり、女性の人間としての尊厳を傷つけ、働く権利を侵害するものです。

これらの状況を改善し、男女が平等に、いきいきと働くことができる職場環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法の履行確保などの啓発に一層努めます。併せて、職場における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めるとともに、企業等に対して積極的格差是正措置（ポジティブアクション）（※）を働きかけます。

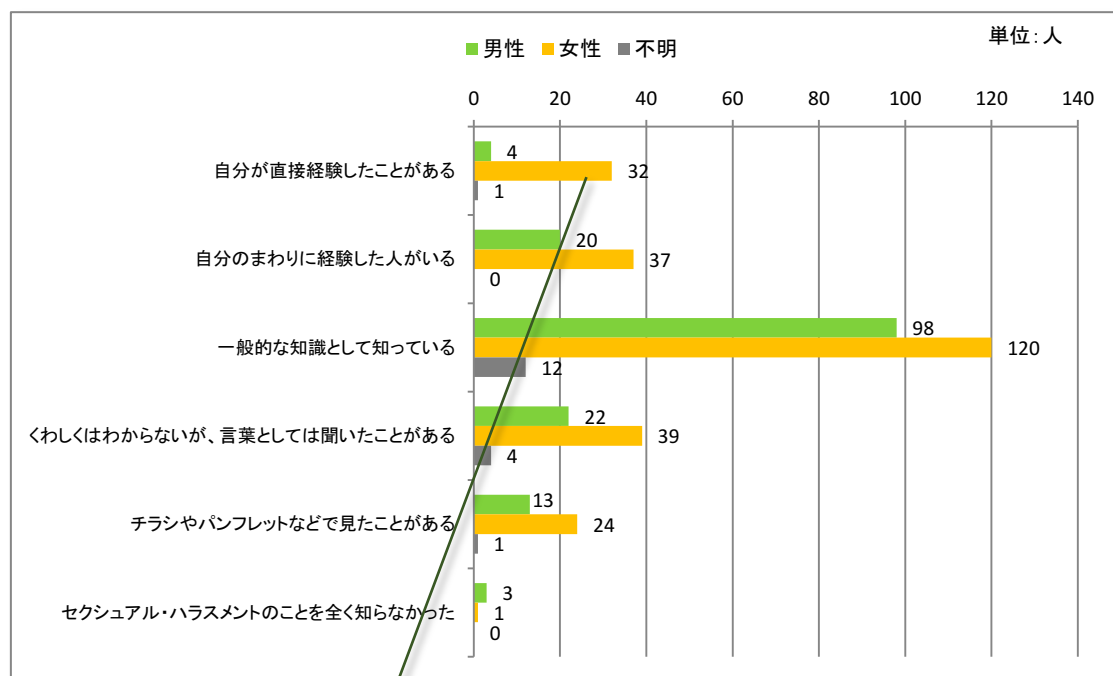
（※）セクシュアル・ハラスメント(sexual harassment)

職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。

（※）積極的格差是正措置(ポジティブアクション)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（国は、社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標を掲げています）

【市民意識調査 問 14 あなたは、身近でセクシュアル・ハラスメント(性的な嫌がらせ)を経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。(〇印いくつでも)】



セクシュアル・ハラスメントを経験した女性は、女性回答者の2割弱を占めている。

具体的施策5 均等な機会と待遇の確保

No.	取り組みの方向	担当部署
16	男女雇用機会均等法の履行確保を企業等に啓発します。	企画調整課
17	女性に不利な慣行の見直しやセクシュアル・ハラスメントの防止などに努めます。	総務課 企画調整課

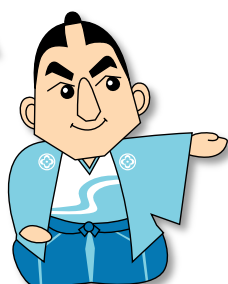
具体的施策6 積極的格差是正措置への働きかけ

No.	取り組みの方向	担当部署
18	職場における男女間の格差を解消するため、積極的格差是正措置についての事業主の理解を促進します。	企画調整課 総務課
19	女性の就業促進、職域拡大等に貢献した企業等を市民に周知するなど、男女共同参画に積極的に取り組む企業等を奨励します。	企画調整課

具体的施策7 多様な働き方への支援

No.	取り組みの方向	担当部署
20	仕事と家庭生活の両立を図るためにワークシェアリング（雇用の維持・創出を図ることを目的として労働時間の短縮を行う）やフレックスタイムを進めます。	総務課
21	個人としての能力を一層活かすために、起業に取り組む女性に起業支援セミナーの開催や情報提供などの支援を行います。	生涯学習課 商工観光水産課 企画調整課
22	高度な技術と経営感覚を持った担い手を育成するため、環境にやさしい農業のための研修機会等の充実を図ります。	農林課
23	家族経営協定の締結による女性や後継者等農業に従事する世帯員の個人の地位及び役割を明確化することなどについて、経営改善計画申請時等の機会を通じて啓発を行います。	農林課
24	商工会議所等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供等の取り組みを検討します。	商工観光水産課 企画調整課

働く場においても、男女とも対等に扱われるべきながよね。



そのとおり！



取り組み方針④ 社会的な意思決定への女性の参画拡大

本市における審議会等の女性委員の登用率は、平成22(2010)年度は22.9%、平成26(2014)年度では27.5%と上昇しており、目標の27%を達成できました。

また、市職員の管理職に占める女性の割合は、平成22(2010)年度の0%から、平成26(2014)年度には9.5%に増加し、学校の管理職(校長・教頭)に占める女性の割合も、平成22(2010)年度の小学校29.4%、中学校0%から、平成26(2014)年度には、小学校18.8%、中学校25.0%に増加するなど、従前に比べ、女性の登用は進んできています。

今後とも、女性管理職にとって働きやすい環境の整備に努め、女性の採用・登用及び職域の拡大並びに能力開発等、積極的格差是正措置を講じていくよう努めます。

一方、地域社会活動では、女性の参加が、男性より多いものの、地域活動団体等の代表者や役員、リーダーへの女性の参画は、まだ十分ではありません。今後、町内会・PTA等の地域活動や市民活動においても、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを今後も働きかけていきます。

また、女性の登用等が進むようその能力を高める学習の機会や人材養成に取り組み、あらゆる分野での女性の参画拡大に向け、女性のエンパワメント(※)を支援していきます。

具体的施策8 女性の人材の養成・活動支援

No.	取り組みの方向	担当部署
25	女性が能力を伸ばし積極的に参画できるよう、人材養成のための講座を開催し、女性の能力の開発及びその育成を図ります。	企画調整課
26	女性人材の活用を図るため、女性の家の講座の企画・運営や、PTAなど地域教育活動への女性の活躍の機会拡大を図ります。	生涯学習課 企画調整課

(※)エンパワメント

自分の生活と人生を決める権利と能力を持ち、色々な場の意思決定過程に参画し、社会的な状況を変えていく力を持つことです。

具体的施策 9 審議会等委員への女性の参画

No.	取り組みの方向	担当部署
27	審議会等の女性委員の登用率を、最終年の平成36(2024)年度には36%以上となるよう努めます。また、女性委員のいない審議会等の解消に取り組みます。	全部署 (企画調整課)
28	女性の登用を進めるため、委員の公募制を積極的に取り入れることや、職務指定についての見直しに努めます。	全部署 (企画調整課)
29	団体等に委員の推薦を依頼するときは、団体の長や役職に限定せず、女性の推薦や女性が活躍している団体などに協力を求めるよう引き続き働きかけます。	全部署 (企画調整課)
30	女性人材リスト(※)登録者の審議会等の委員への登用に取り組みます。	企画調整課

(※)女性人材リスト

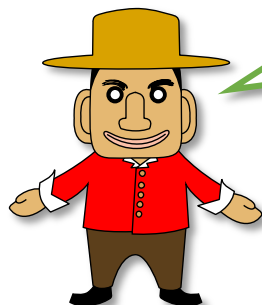
市政にかかる政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、人材養成講座(女性の活躍促進塾)を修了し、かつ、指定した講座を受講した者のうちから、本人が希望する場合について登録を行い、審議会等の委員の選任の際、機関の長の求めに応じて、情報提供等を行うために作成するリスト。

具体的施策 10 女性職員、女性教員の登用

No.	取り組みの方向	担当部署
31	市管理職における女性の占める割合の拡大を目指します。	総務課
32	女性職員、女性教員がエンパワーメントできるような研修を実施する等の積極的格差是正措置を検討していきます。	企画調整課 総務課 学校教育課

具体的施策 11 企業や団体への啓発・支援

No.	取り組みの方向	担当部署
33	企業等における男女の格差の是正に関して、積極的格差是正措置への理解と導入に向けた啓発を行います。	企画調整課
34	町内会、PTA等の地域活動の代表者や役員、リーダーへの女性の参画を進めるため、男女が共に責任を負って活動を担うシステムづくりを働きかけます。	生涯学習課 企画調整課



『男は仕事、女は家庭』ではなく、女性が職場や地域でリーダーとなり、企画、発言し、その人らしく生きていける社会。
本当に素晴らしいぜよ！

そのためには、あたしらあも、いろんな知識や技術を身に付けて、対等に渡り合えるようにせんとねっ！



取り組み方針⑤ 地域・防災分野における男女共同参画の推進

地域社会は、男性にとっても女性にとっても大切な生活の場であり、豊かで活力ある地域社会をつくっていくためには、男女が共に地域社会づくりに参画していくことが重要です。

地域では、地区社協や町内会等の地域団体やNPO等が様々な活動を展開しています。福祉や子育て支援などの分野で女性も多く活動していますが、これまで仕事中心の生活を送っていた男性は、仕事以外の付き合いが少なく、定年後に地域で孤立しやすい傾向があることが指摘されています。

このため、男女が対等なパートナーとして地域活動に共に参加し、地域活動の活性化と地域課題の解決が図られるような環境づくりが重要となってきます。

また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災以降、防災(復興)に対する関心が一段と高まっています。本市では、将来において、南海トラフ巨大地震が予測されていますし、台風常襲地域でもあることから、災害に対する自助、共助の取り組みが進んでいます。

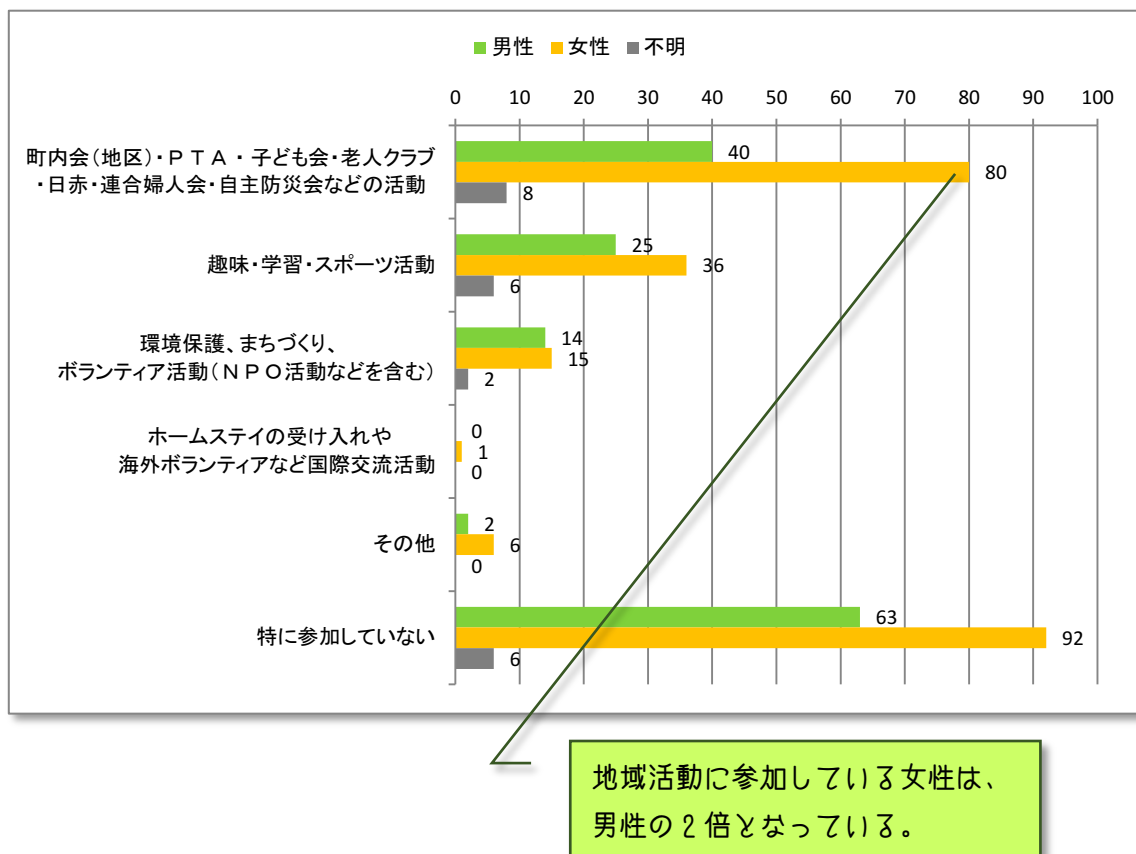
しかしながら、東日本大震災では、女性や生活者の視点が十分に反映されないことや、女性や子育てのニーズに配慮した避難所運営ができていないこと、固定的性別役割分担が更に強化されてしまうことなど、男女共同参画の視点からの様々な問題が浮き彫りになっています。

平成26(2014)年12月現在、本市の自主防災組織42組織のうち、すべての組織で男性が会長を務めています。

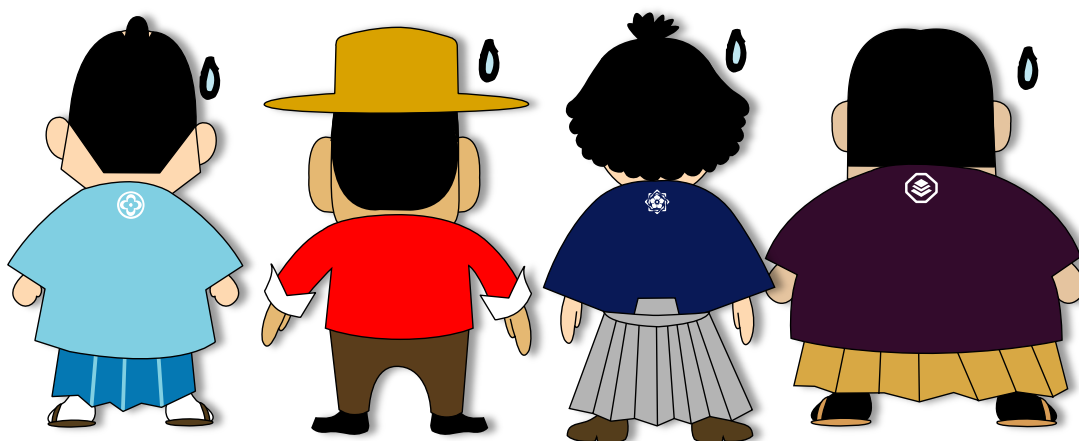
防災の分野はこれまで男性が中心でしたが、現在女性部会も立ち上がっており、今後、女性や生活者の多様な視点を反映した防災に取り組み、地域の防災力向上に努めます。



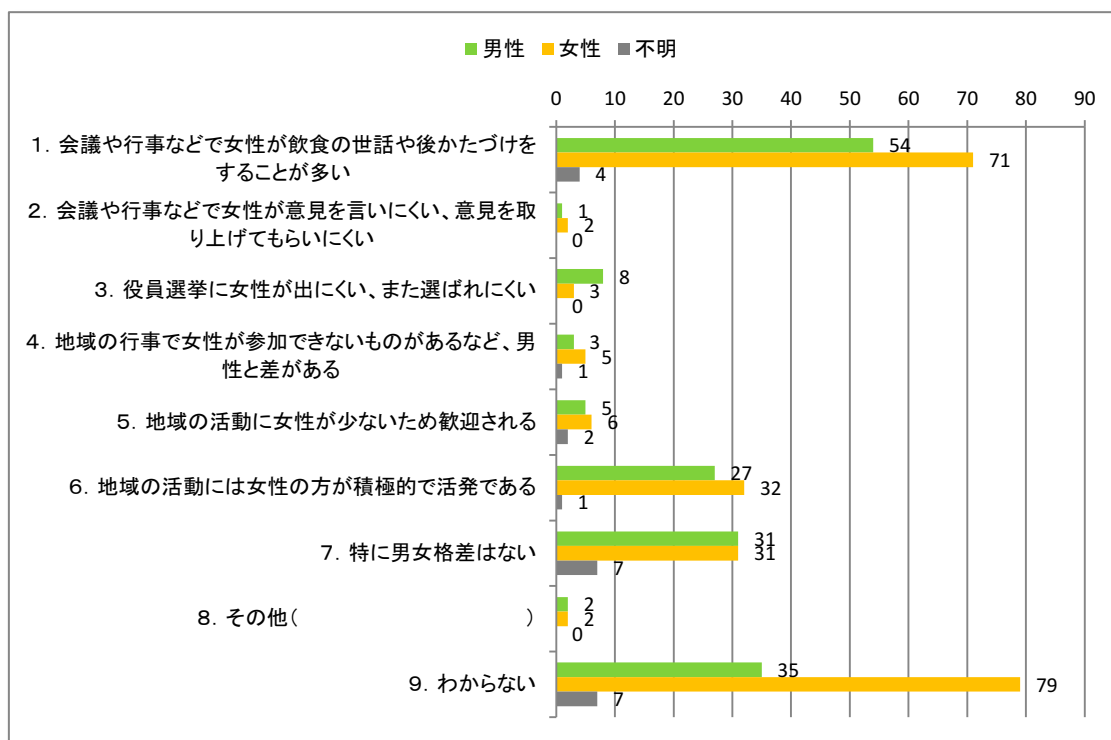
【市民意識調査 問 19 あなたは、つぎのような地域活動に参加していますか。(〇印いくつでも)】



もっと、参加せないかんにゃあ、こりゃあ…



【市民意識調査 問 20. あなたの住んでいる地域でのさまざまな活動において、次のようなことがありますか。(〇印いくつでも)】



具体的施策 12 地域活動における男女共同参画の推進

No.	取り組みの方向	担当部署
35	町内会や自主防災組織などの地域団体が地域における男女共同参画について主体的に取り組めるよう支援します。	企画調整課 危機管理課 福祉事務所
36	誰もが生涯にわたって学び、学習活動を通じて新たな人間関係を育み、豊かな人生を歩めるよう、生涯学習、地域活動等への男女共同参画に向けた取り組みを推進します。	生涯学習課 市民課 福祉事務所 企画調整課

具体的施策 13 地域防災における男女共同参画と女性の視点

No.	取り組みの方向	担当部署
37	防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。また、自主防災組織などへの女性の参加を促進するとともに、女性部会の取り組みを継続します。	危機管理課
38	女性の視点を取り入れた防災講座や研修会を開催します。	危機管理課 企画調整課
39	防災知識の普及・啓発や防災訓練においては、要配慮等への対応を考慮するとともに、女性の参画を含め多くの住民に参加を呼びかけ、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮します。	危機管理課 市民課 福祉事務所 生涯学習課
40	避難所の運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所のマニュアルを作成し、運営を図ります。	危機管理課 市民課 福祉事務所 生涯学習課
41	応急仮設住宅の運営管理においては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする避難生活者の意見を反映できるよう配慮します。	危機管理課 市民課 福祉事務所 生涯学習課



授乳や着替えができるスペースの確保、ついでの使用や生理用品などの配布などについても女性の視点が必要だね。

日頃から、女性も
防災活動に関わって
いることが大切だね



● 基本的視点Ⅲ 『環境を整える』

人口減少と少子高齢社会が急速に進展する今、高齢者だけで暮らす世帯や子育て世代は、核家族化が一般的となってきました。

こうした社会において広がりを見せている『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）』を図ろうとする生き方への対応や、高齢者をはじめ、障害があること等から困難な状況におかれている人々が、安心して暮らせる環境を整えることは大きな課題となっています。

また、男女共同参画社会の形成に当たっての土台を構築するうえでは、女性も男性も、お互いの身体的性差について理解と尊重をし合い、お互いに相手に対する思いやりをもって健康的に生きていける環境が必要です。

加えて、配偶者間の暴力行為やセクシャル・ハラスメントなどは本市でも見られ、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題となっています。

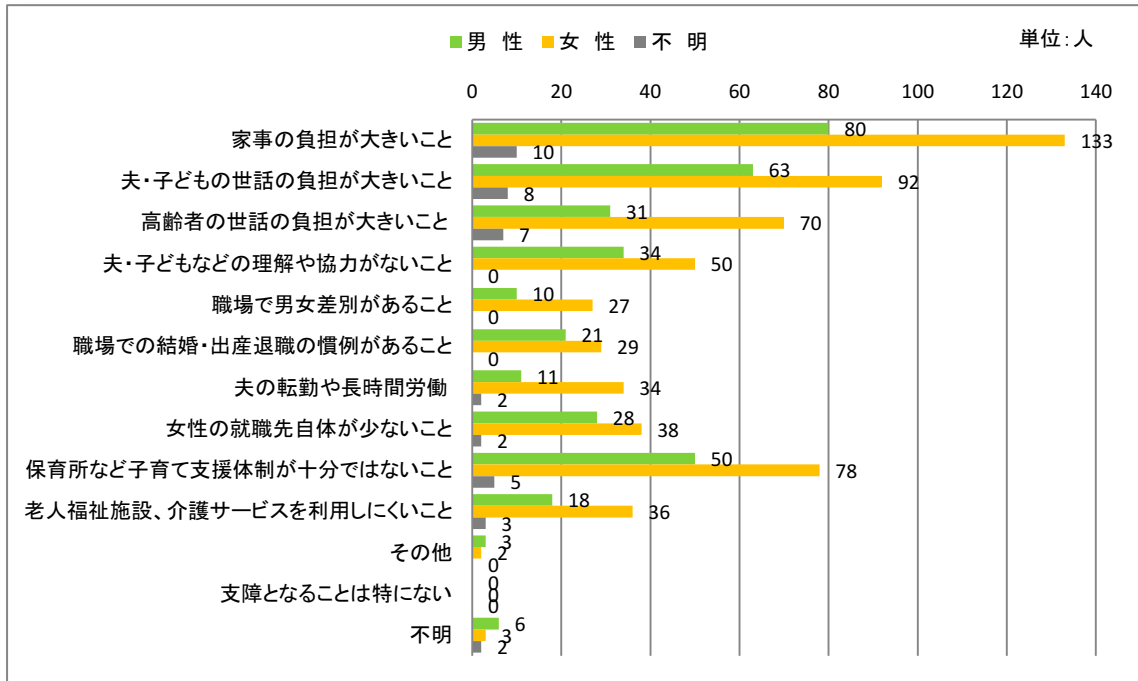
最後は、「環境を整える」
取り組みせよ



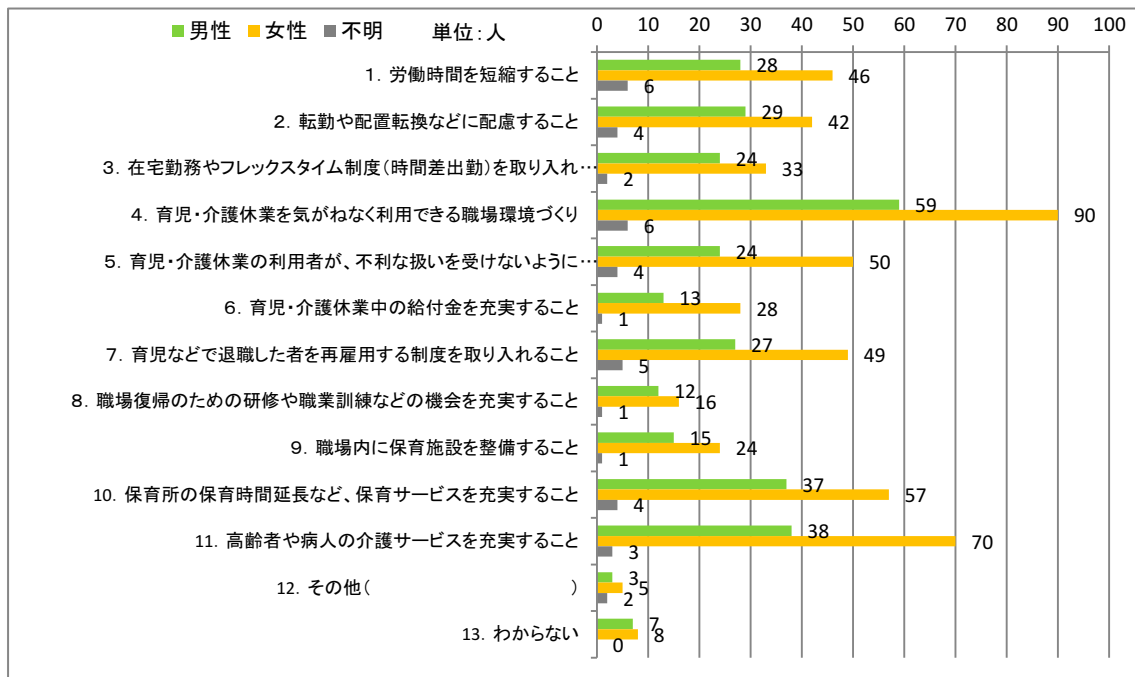
人口減少、少子高齢社会では、
①ワーク・ライフ・バランスが図れる環境
②高齢者や障がい者に配慮した環境
③誰もが健康的に暮らせる環境
④暴力やセクハラのない環境
を整えないといけないってことね。



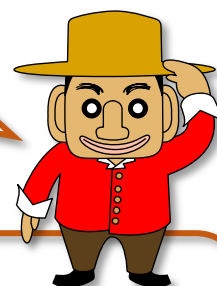
【市民意識調査 問 9 あなたは、女性が働くうえで、支障となることはどのようなことだと思いますか。(○印いくつでも)】



【市民意識調査 問 12 男女がともに、仕事と家庭の両立をし続けるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(○印3つまで)】



「環境を整える」取り組みは、この3つが柱やき！



【取り組み方針】

- 取り組み方針⑥ 働き続けやすい職場づくり、
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 取り組み方針⑦ 男女の性と人権尊重の理解と促進
- 取り組み方針⑧ あらゆる暴力の根絶

取り組み方針⑥ 働き続けやすい職場づくり、
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

市民意識調査では、生活の中で優先したいことは、男女とも「仕事・家事・プライベートな時間」を大切にしたいと回答した人が最も多くなっていますが、現実には、男女とも「仕事を優先している」が最も多くなっています。

また、「仕事と家事を両立したい」人は、男性と女性に大きな格差があり、現実においても、女性が「仕事と家事を両立している」という人が男性の約6倍となっています。

その背景には、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な役割分担意識が根強く存在し、男性は、長時間労働による職場中心の生活となり、家庭責任を果たせない状況があります。

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中においては、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立することにより、負担感を感じている母親も少なくありません。

このため、男女が共に家庭責任を担えるよう、企業等における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及・取得の推進に向けた取り組みが必要です。加えて、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて一層啓発に努めるとともに、特に、男性を対象とした育児、介護等に関する学習機会を提供します。

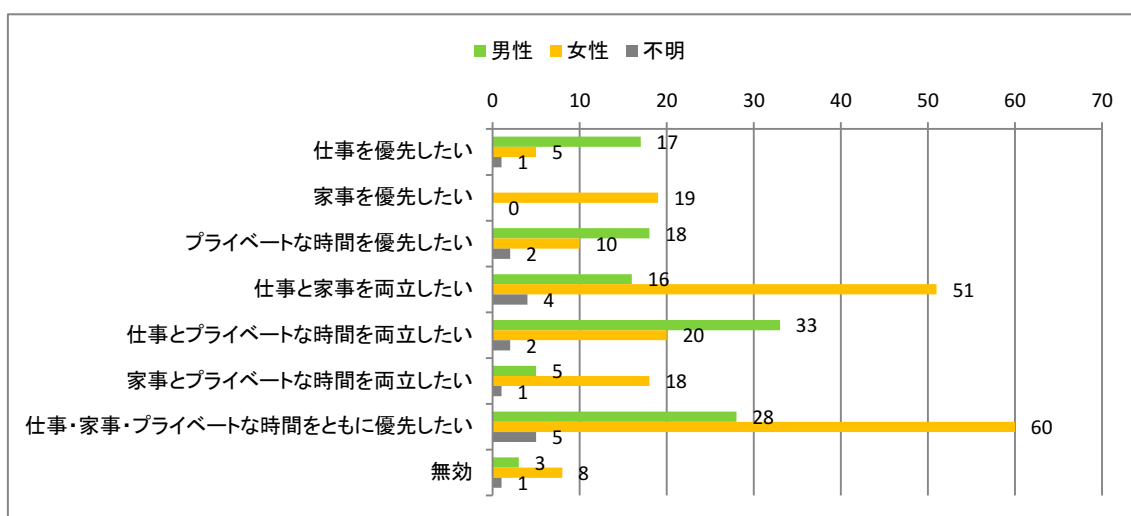
また、超高齢社会における介護を取り巻く環境は、在宅サービスを中心に増加していますが、家庭での介護は今なお、女性により大きな影響を及ぼす切実な問題です。今回の市民意識調査でも、介護の負担が女性の側に偏っている現状がみられます。

制度開始から15年、介護保険サービスは定着していますが、核家族の進行

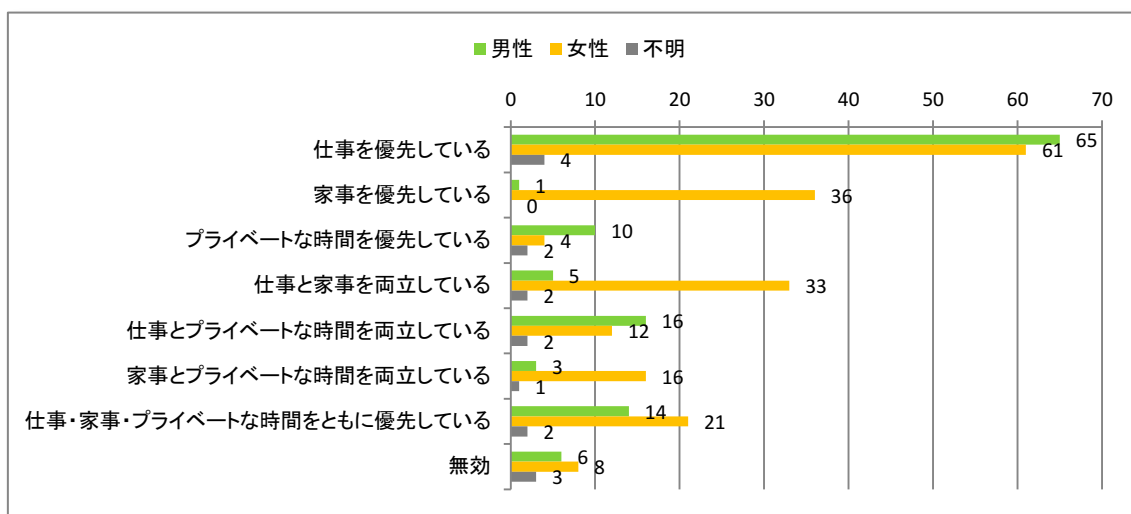
や高齢者だけで暮らす世帯が増加している今、老々介護などといった問題もあり、高齢者らへの支援は、介護保険だけではなく、地域全体での見守りや様々な機関との連携強化をより一層必要としています。

【市民意識調査 問 11 日常生活における、仕事・家族(育児含む)・プライベートな時間(趣味や地域活動など)のバランスについて、①あなたの希望する(理想とする)優先度をお答えください。また、②実際の(現実の)優先度をお答えください。(〇印 1 つずつ)】

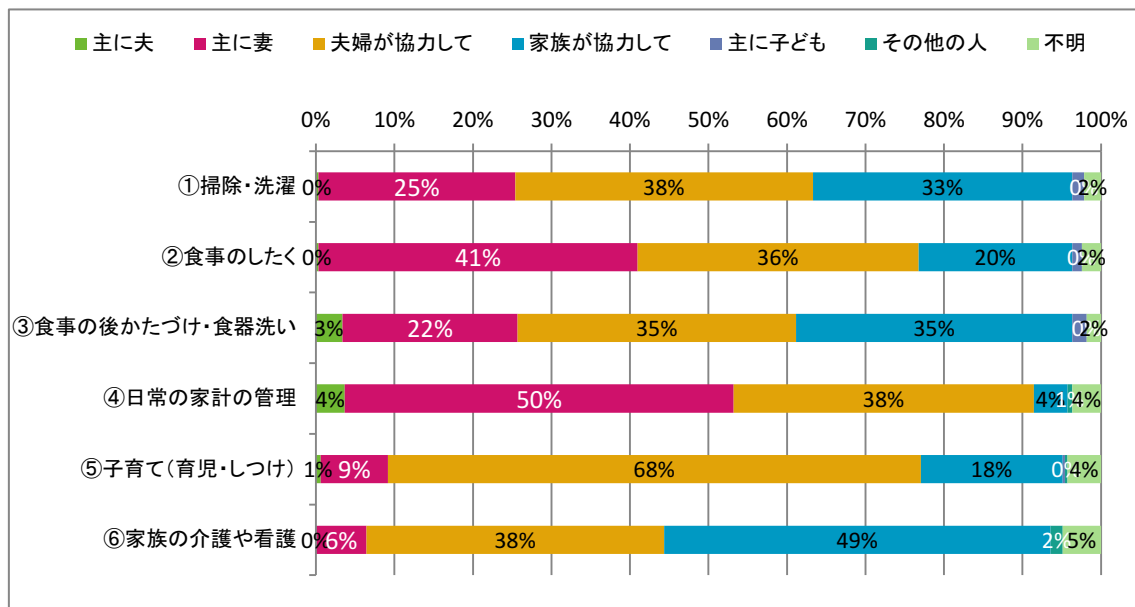
① あなたの希望する(理想とする)優先度(〇印 1 つ)



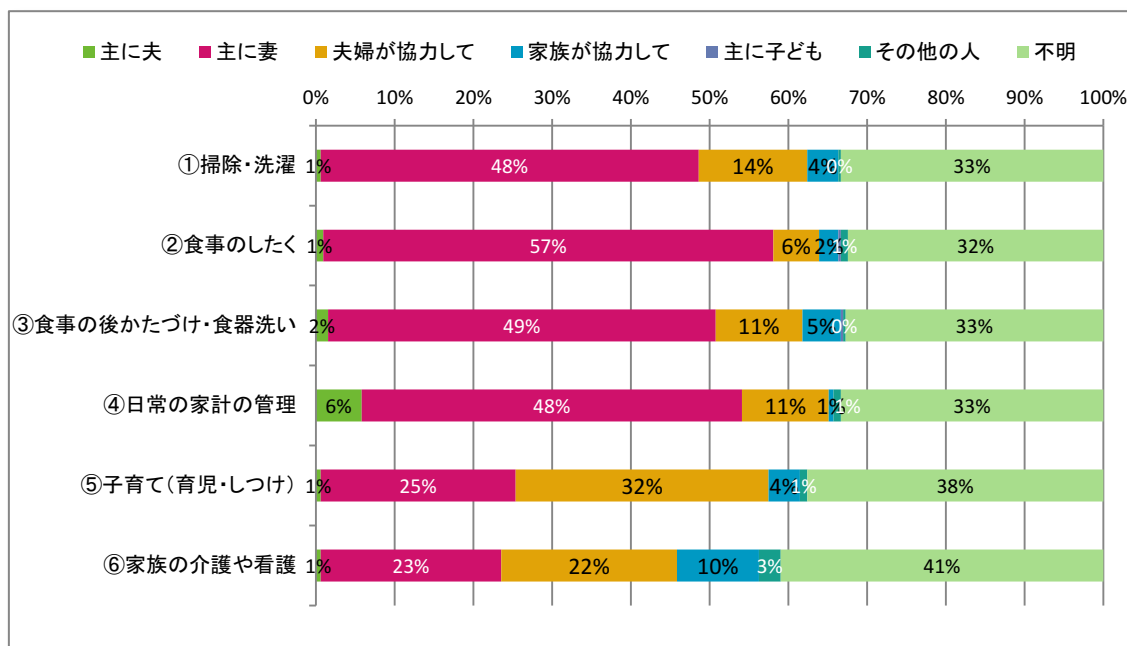
② 実際の(現実の)優先度(〇印 1 つ)



【市民意識調査 問15 あなたは次にあげるような家庭内の仕事を、主に誰が分担するのが理想だと思いますか。①から⑥のそれぞれについてお答えください。 ※結婚されていない方も、結婚していると仮定してお答えください。(○印1つずつ)】



【市民意識調査 問16 あなたの家庭では、次にあげるような家庭内の仕事を、実際に誰が分担していますか。(○印1つずつ)】



具体的施策 14 男女で担う家庭責任

No.	取り組みの方向	担当部署
42	安芸市が男女共同参画のモデル職場となるよう、職員への研修等に努めるとともに、男性職員の育児休業、介護休業等の取得を進めます。	総務課
43	長時間労働が男女の職業生活と家庭・地域生活の両立を妨げている大きな要因であることから、企業や労働者双方に対しワークシェアリングの取り組みや労働時間短縮の啓発を行います。	総務課 企画調整課
44	学校・幼稚園・保育所は行事や参観懇談に仕事を持つ保護者が参加しやすいように配慮し、教育・子育てへの男性の積極的な参画を促す工夫をします。	総務課 学校教育課 福祉事務所

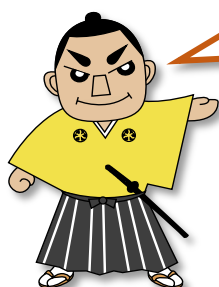
具体的施策 15 多様なニーズに対応する子育て環境の整備

No.	取り組みの方向	担当部署
45	企業等に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や子育て支援の取り組みが進むよう啓発を行います。	企画調整課 福祉事務所
46	保育所における待機児童の解消のため、引き続き、入所枠の弾力的運用を積極的に行うとともに、保育環境が悪化しないよう、適切な対策を実施します。	福祉事務所
47	育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう、計画的に提供体制を整備し、利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。	福祉事務所
48	学童保育について、待機児童数の状況に応じ、2室運営等の保育環境改善に取り組みます。	生涯学習課
49	男女がともに力を合わせて家事や育児などに参加できるよう、「男性の料理教室」などをはじめ、様々なイベント等の機会を通じて意識啓発を推進します。	市民課 生涯学習課
50	ひとり親家庭では、仕事・育児・家事を一人で担っていく必要から経済的・身体的・精神的な負担が大きいいため、相談体制の充実や自立支援に向けた取り組みを推進します。	福祉事務所 市民課
51	安心して子育てができるよう健康ふれあいセンターを中心とした産前、産後など切れ目ない支援に取り組みます。	市民課

具体的施策 16 高齢者、障がいのある人、子ども、支える人等誰もが安心して暮らせる環境の整備

No.	取り組みの方向	担当部署
52	介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、介護保険制度についての周知・啓発や介護サービスについての相談体制の充実を図り、家族介護の負担の軽減につなげます。	市民課
53	介護や見守りの必要な高齢者等に対し、地域における見守り体制の構築や医療・介護・保健・福祉の連携強化を図り、切れ目のないシステムを構築します。	市民課 福祉事務所

54	「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」などに基づき、高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、各種在宅サービスや保健福祉サービス等の充実に努めます。	福祉事務所 市民課
55	登下校時など、子どもが被害者となる犯罪を防止するため、警察等と連携し、地域安全情報を家庭、PTA等へ積極的に提供するなど、安全・安心なまちづくりに取り組みます。	学校教育課 生涯学習課 危機管理課



少子高齢社会、核家族化が一般的な今では、ますますワーク・ライフ・バランスが大事せよ。

男性も育児を
楽しんでね！



取り組み方針⑦ 男女の性と人権尊重の理解と促進

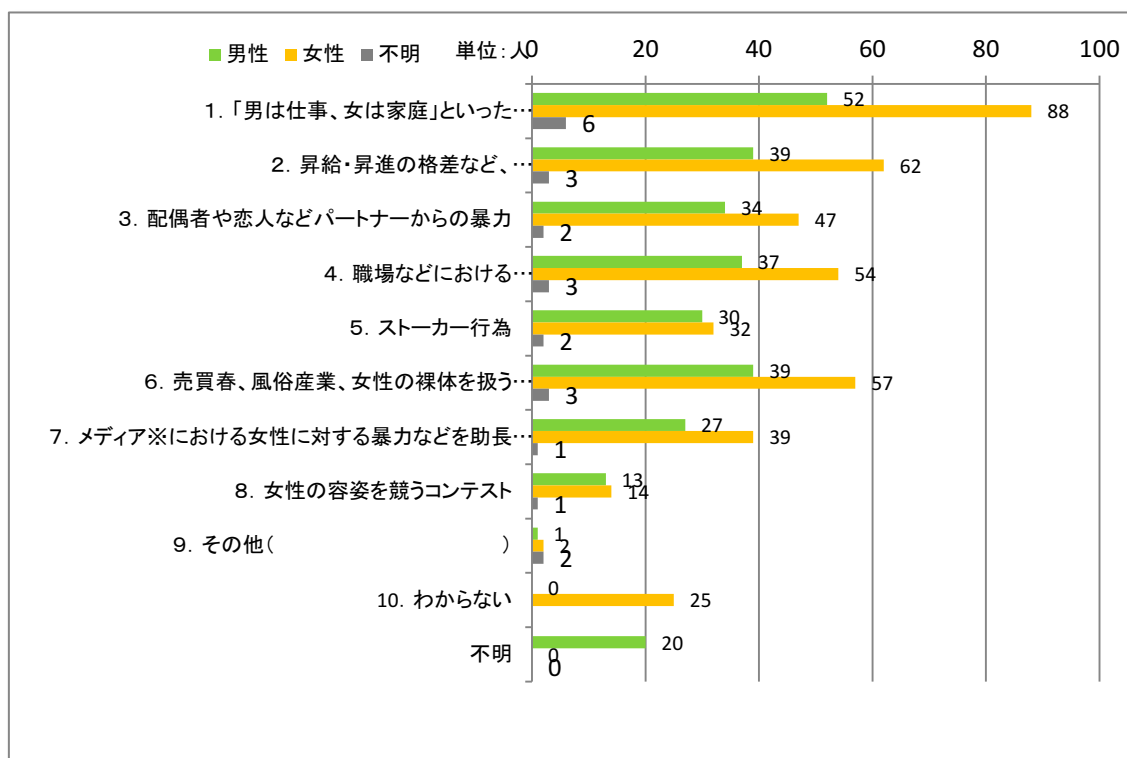
女性も男性も、健康的にいきいきと暮らしていくためには、心身及びその健康についての正確な知識や情報が必要です。

本市では、庁内に横断的な健康づくり推進対策チームを設置し、全庁挙げて多角的に市民の健康づくり、情報発信をおこなうとともに、市民団体との連携により特定健診の受診率向上などに向けた取り組みを精力的に進めています。

健康保持増進対策については、胎児期から高齢期までのライフステージに応じた取り組みを継続していきますが、市民意識調査にあるように、男女の平等感について、「身体的・生理的な違い」を意識する回答も多いことから、男性が女性の性と健康の理解を深められるよう啓発等を進めます。

なかでも、子どもから大人までを対象として、身体機能の相違を理解し、互いの違いが差別や不利益の理由にならないよう、男女が互いの性を尊重する考え方を身に付けるような啓発を行うとともに、正しい性に関する情報や学習の機会の提供、相談体制の整備を進めます。

【市民意識調査 問 21. あなたが、女性の人権(地位・権利・存在)が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。(○印いくつでも)】



具体的施策 17 女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持増進に関する意識の浸透

No.	取り組みの方向	担当部署
56	女性が主体的に健康を自己管理できるように、健康教育・相談、健康診査等のあらゆる機会に情報を提供し、女性の健康管理の充実を図ります。また、スポーツ活動を通じての健康・体力づくりの推進に努めます。	市民課 生涯学習課
57	特定健診、がん検診等の受診率を高めるため、元気・ふれあい会議と連携し、特に子育て中の世代や、自営業に従事する人たちが受診しやすい工夫を図るとともに、女性に多いパート労働者等の受診が進むよう事業主への働きかけを行います。	市民課
58	妊娠・出産期における女性の健康管理を支援するとともに、働きながら安心して子どもを産むことができるよう、職場における母性健康管理の推進に取り組みます。	市民課 総務課
59	妊娠・出産、子育てに対する男性の理解を深め、協力を促すため、講座への男性の参加を促進するなど、男性に対する多彩で効果的な取り組みを展開します。	市民課 福祉事務所
60	妊娠・授乳期における飲酒や喫煙等は胎児や乳児に影響があることから、妊産婦の飲酒、喫煙等による弊害について、正しい知識の普及、啓発を図ります。	市民課
61	子育て世代の仲間が情報交換や子育てについて学習できる機会をもうけ、交流できる地域子育て支援センターの運営を継続します。	福祉事務所 市民課
62	人の命の大切さについて学ぶ取り組みを継続します。	市民課

具体的施策 18 性に関する情報の提供と性教育

No.	取り組みの方向	担当部署
63	学校における性教育を展開するとともに、広く市民にも学習の機会を提供します。また、妊娠や避妊、性感感染症、エイズ等を自らの問題としてとらえられるよう、性教育の見直しや相談体制の整備を検討していきます。	市民課 企画調整課 学校教育課
64	生命の尊さ、性の尊重に関する教育の実施にあたっては、小学校低学年・高学年、思春期及びそれ以降と、成長段階に応じて継続的、体系的に行うよう努めます。	市民課 学校教育課
65	性暴力を防止するための適切な力を子ども自身が身に付けるプログラム等を、子どもや保護者、教育・保育関係者を対象に実施していくよう努めます。	市民課 学校教育課



取り組み方針⑧ あらゆる暴力の根絶

本市においても、年間数件のDV被害者からの相談が寄せられており、女性相談センターや警察との連携、相談対応業務に取り組んでいます。

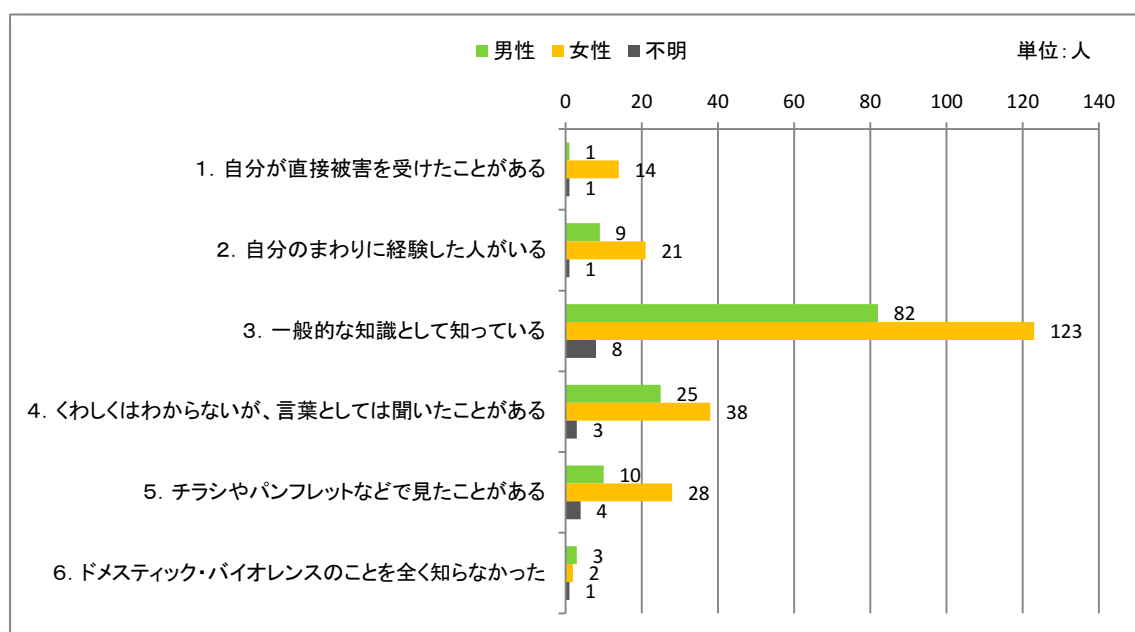
DV被害者の多くは女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的な格差などの問題があります。

DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など、あらゆる暴力を防止していくためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有することが重要です。

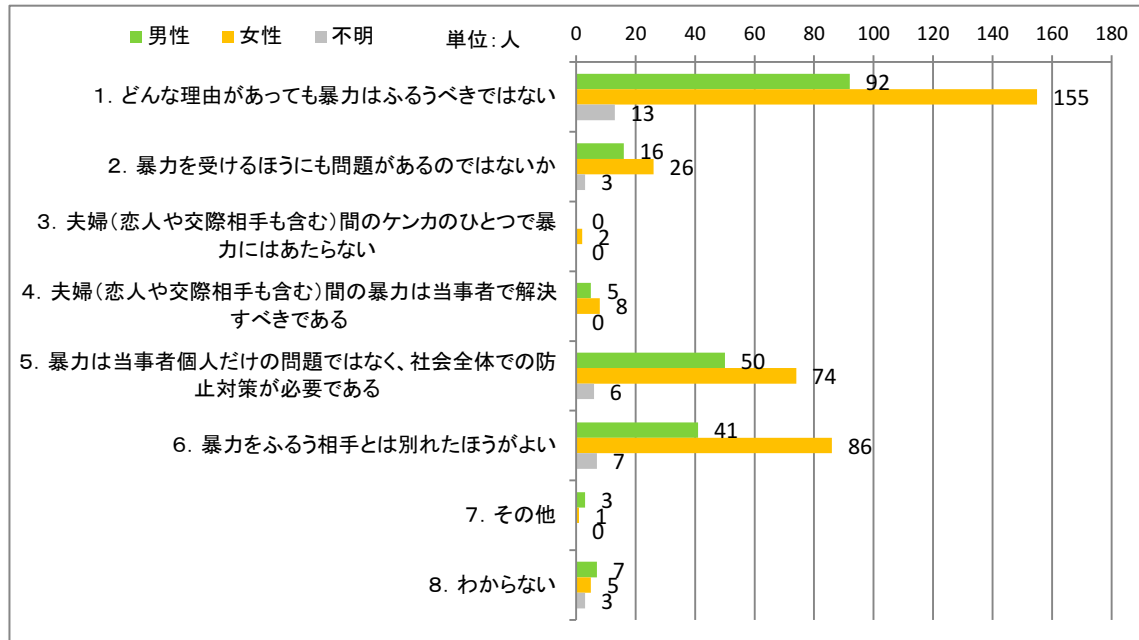
また、市民意識調査においても、「どんな理由があっても暴力はふるうべきではない」や「暴力は当事者個人だけの問題ではなく、社会全体での防止対策が必要」と回答した人が多いことから、一人ひとりの人権意識を高め、DVについて理解を深められるように、家庭、地域、学校等あらゆる場において啓発・教育に取り組めます。

加えて、市民意識調査からも、DV、デートDV等を防ぐために「被害者が相談しやすい環境づくり」に取り組めます。

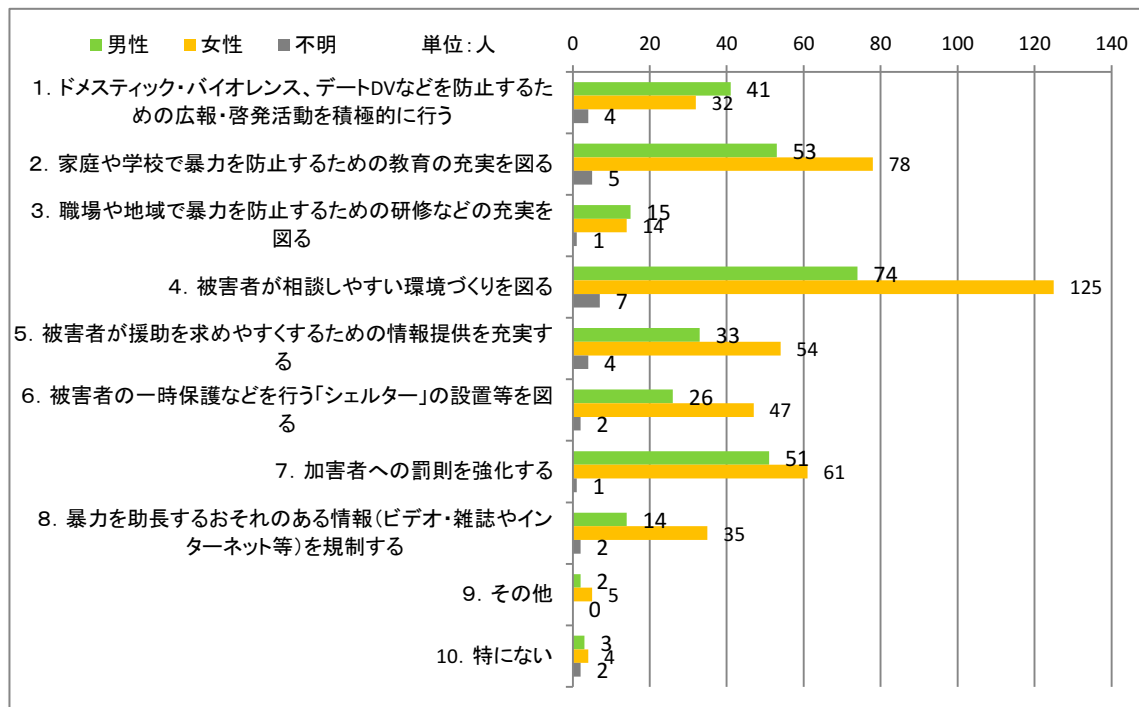
【市民意識調査 問22. あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者や恋人（デートDV）など親密な関係にあるパートナーからの暴力）について経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。（〇印いくつでも）】



【市民意識調査 問 24. ドメスティック・バイオレンス(DV)やデート DV などについて、あなたはどのように感じますか。(○印いくつでも)】



【市民意識調査 問 25. 今後、ドメスティック・バイオレンス(DV)、デート DVなどを防ぐためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(○印3つまで)】



具体的施策 19 あらゆる暴力の防止に関する意識の啓発推進

No.	取り組みの方向	担当部署
66	DV、デートDV等、配偶者等からの暴力を防止するため、DV防止法の周知を図り、配偶者等からの暴力の根絶に向けて、市民等への啓発活動を推進します。	福祉事務所
67	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など、女性に対するあらゆる暴力を防止するため、女性の人権に関する意識を高めるための啓発を推進します。	企画調整課 福祉事務所
68	幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、暴力的解決方法を許容し容認する意識を形成させないよう、非暴力の教育に取り組みます。	福祉事務所 学校教育課
69	パンフレットなどの啓発物の配布やイベント等への参加の呼びかけを通じて、事業所や市民団体への広報・啓発を推進します。特に、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせた啓発活動を行います。	福祉事務所 企画調整課

具体的施策 20 相談体制の充実及び被害者の保護

No.	取り組みの方向	担当部署
70	被害者が安心して相談できるよう、女性相談窓口を設置し、その周知を図ります。	福祉事務所
71	DV事象に適切に対応するため、DV対応マニュアルを作成し、活用を図ります。	福祉事務所
72	被害者が高齢者や障がいのある人、外国人市民の場合においても、適切な対応が行えるよう、関係機関と連携しながら、相談体制の充実に努めます。 また、加害者に対するプログラムを検討します。	福祉事務所 市民課
73	緊急に保護を求めてきた被害者等の生命・安全を守るため、女性相談センターや警察と連携して、緊急一時保護等につなぎます。	市民課 福祉事務所



第2章

目標値指標一覧

1 目標値及びモニタリングの指標一覧

項 目		H14	H26	H36
意識を変える	男女の地位の平等意識（平等になっていると感じている人の割合）			
	家庭生活	23.2%	25.7%	33.0%
	職場	23.8%	27.9%	30.0%
	学校教育	65.9%	47.8%	65.0%
	地域活動の場	-	29.4	40.0%
	法律や制度	34.5%	20.6%	35.0%
	社会通念・慣習・しきたり	10.6%	10%	15.0%
項 目		H22	H26	H36
場を広げる	本市の審議会等における女性委員の割合	22.9%	27.5%	36.0%
	本市職員の女性管理職の割合	0%	9.5%	15.0%
	女性人材リストの登録者数	0人	0人	40人
	家族経営協定締結農家数	71戸	105戸	300戸
	農村女性リーダー認定数	4人	6人	10人
環境を整える	学童保育所の実施箇所数	2校	3校	適宜
	延長・一時保育実施箇所数	1箇所ずつ	1箇所ずつ	適宜
	特定健診受診率	43.2%	43.8% (H25)	65.0%
	DV相談件数	4件	4件	減少

第3部

プランの推進

計画は『絵に描いた餅』
じゃいかんきねえ。

計画を作ったら実行が
大事ぜよ！



第1章

プランの推進

1 庁内の推進体制

本市の様々な施策に男女共同参画の視点を反映させ、施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係各課等の一層の連携と緊密な調整をおこなうなど、庁内推進体制の強化を図ります。

また、職員が男女共同参画の視点に立って、施策の策定や業務にあたることできるように、男女共同参画への理解と認識を深めるための計画的な啓発や研修に取り組みます。

2 市民、事業者等との協働による連携

本市における男女共同参画社会の形成には、市民、事業者などが連携を強化し、協働で取り組むことが必要です。そのため、市は本プランについて普及を図りつつ、一体となって男女共同参画社会づくりを進めていきます。

3 国・県等との連携推進

本プランに掲げる施策や事業の中には、市が主体的に取り組むもののほか、制度や法律など国や県の施策によるものもあります。

したがって、国や県との連携強化や近隣市町村、人権擁護委員との連携を深め、幅広く展開していきます。

4 プランの進捗管理

市は、プランの進捗状況について、年度ごとにとりまとめ点検し、関係各課にヒアリングを実施するとともに、安芸市男女共同参画社会推進協議会の意見を聴取し、効果的な事業展開に努めます。

5 実施にあたっての指標の設定

本計画の取り組み状況について、経年変化を把握するため、モニタリング指標※を設定し、プラン推進のための目標値とします。また、モニタリング指標は、状況に応じて新たな項目を追加または変更する場合があります。

※モニタリング指標：事業の進捗や効果を明確にするために設定した数値。

資料編

【1】男女共同参画関連の年表

年	世 界	国 内
1975 年 (昭和 50 年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」を採択 ・1976 年から 10 年間で「国連婦人の 10 年」と決定(国際連合総会)	・「総理府婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進本部会議」開催
1976 年 (昭和 51 年)		・民法改正(離婚後の氏の選択)
1977 年 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」策定
1979 年 (昭和 54 年)	・国際連合第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980 年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正(配偶者の法定相続分引上げ等)
1981 年 (昭和 56 年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定
1985 年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議 ・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法改正(国籍の父母両系主義確立) ・「女子差別撤廃条約」批准
1986 年 (昭和 61 年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・国民年金法の改正(女性の年金権確立)
1987 年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1989 年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)
1990 年 (平成 2 年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び 結論」採択	
1991 年 (平成 3 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)」策定 ・「育児休業法」の公布(施行 1992 年)

第2次あき男女共同参画プラン

年	世 界	国 内
1992 年 (平成 4 年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣誕生
1993 年 (平成 5 年)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布 ・中学校で家庭科の男女共修の開始
1994 年 (平成 6 年)		・高校で家庭科の男女共修の開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置
1995 年 (平成 7 年)	・「第4回世界女性会議」北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」の成立 ・「ILO156 号条約（家庭的責任を有する男 女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）」批准
1996 年 (平成 8 年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定
1997 年 (平成 9 年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正
1998 年 (平成 10 年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法について」答申
1999 年 (平成 11 年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」一部改正施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000 年 (平成 12 年)	・国際連合特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに成果文書」採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・男女共同参画推進本部「男女共同参画週間」決定
2001 年 (平成 13 年)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」を 内閣府に設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」公布・施行

年	世 界	国 内
2002 年 (平成 14 年)		・改正「育児・介護休業法」施行
2003 年 (平成 15 年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布 ・「少子化社会対策基本法」公布
2004 年 (平成 16 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」一部改正・施行 ・高知県男女共同参画社会づくり条例施行
2005 年 (平成 17 年)	・第49回国際連合婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・改正「育児・介護休業法」施行 ・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006 年 (平成 18 年)		・「男女雇用機会均等法」改正
2007 年 (平成 19 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2008 年 (平成 20 年)		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定
2009 年 (平成 21 年)		・男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 ・男女共同参画のシンボルマーク決定 ・児童福祉法の一部改正 ・「育児・介護休業法」の改正 ・「子ども・若者育成支援推進法」公布
2010 年 (平成 22 年)		・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
2011 年 (平成 23 年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(略称：UN Women)」正式発足	

【2】男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

公布・施行：平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月23日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議、附則省略

【3】高知県男女共同参画社会づくり条例

高知県男女共同参画社会づくり条例

(平成15年12月26日条例第60号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 基本的な取組(第7条―第17条)
- 第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条―第20条)
- 第4章 苦情等の申出の処理(第21条)
- 第5章 こうち男女共同参画会議(第22条―第27条)
- 第6章 雑則(第28条)
- 附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をなお一層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の

通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の

形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第 2 章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第 7 条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 1 項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第 22 条に規定するうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

(広報活動等の充実)

第 8 条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年 6 月を男女共同参画推進月間とします。

(教育と学習の推進)

第 9 条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

(農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進)

第 10 条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

(附属機関等の委員の男女構成)

第 11 条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

(男性の家事、子育て等への参加促進)

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

(生涯を通じた女性の健康支援)

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

(拠点施設)

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

(特定非営利活動法人等との連携及び協働)

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

(公表)

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進ちょく状況を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によ

ってその者に不利益を与えることをいいます。)を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」といいます。)を行ってはなりません。

(配偶者等からの暴力による被害者への支援)

第 19 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。)から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(次項において「被害者」といいます。)に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設(次項において「センター等」といいます。)への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

(1) 被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等(次号において「加害者等」といいます。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報への配慮)

第 20 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第 21 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員(以下この条において「苦情調整委員」といいます。)を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者
- (2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第 26 条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第 27 条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第 6 章 雑則

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び附則第 3 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められているこうち男女共同参画プランは、第 7 条の規定に基づき定められた男女共同参画計画とみなす。

(地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和 28 年高知県条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第2次あき男女共同参画プラン

■安芸市男女共同参画社会推進協議会（平成26年度～28年度 2年任期）

（会長） 仙頭 ゆかり	（副会長） 西邨 出	小島 幸子	小松 淳	小松 俊江
小松 博昭	野町 亜理	山崎 賢	畠中 芙佐子	和田 ミチ子

■第2次あき男女共同参画プラン庁内検討部会委員

課 名	職 名	氏 名
総務課	補佐兼係長	長野 信之
市民課	技 幹	足達 恵美
市民課	技 幹	中山 京子
福祉事務所	主 幹	門田 将樹
福祉事務所	主 幹	寺岡 里奈
農林課	主 幹	宇根 祥智
商工観光水産課	主 事	濱田 祐輔
危機管理課	主 幹	中西 宏文
学校教育課	主 幹	田中 秀樹
生涯学習課	補佐兼係長兼少年育成センター所長	小松 俊江

■事務局

課 名	職 名	氏 名
企画調整課 まちづくり係	課長補佐 兼まちづくり係長	大野 崇
	主 幹	松井 有司
	臨時職員	西澤 麻妃